

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
1	<p><b>第1編 総則</b></p>	<p><b>第1編 総則</b></p>	
1	<p><b>第1章 計画の目的</b></p>	<p><b>第1章 計画の目的</b></p>	
1	<p><b>第2節 計画の性格</b> (略)</p>	<p><b>第2節 計画の性格</b> (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
1	<p>2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)(以下「大震法」という。)第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定された碧南市は、地域防災計画において、 (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項 (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、(1)を「<u>第5編 東海地震に関する事前対策</u>」で定め、(2)から(4)までの事項については「<u>第2編 災害予防</u>」で定めるものとする。 (略)</p>	<p>2 地震防災強化計画 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)(以下「大震法」という。)第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)として指定された碧南市は、地域防災計画において、 (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項 (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、<u>計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」</u>で定めるものとする。 (略)</p>	<p>(計画構成の見直し)</p>
2	<p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては「<u>第2編災害予防</u>」及び「<u>第3編災害応急対策</u>」で定めるものとする。 (略)</p>	<p>3 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては「<u>第2編災害予防</u>」、「<u>第3編災害応急対策</u>」及び「<u>第5編南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u>」で定めるものとする。 (略)</p>	<p>(計画構成の見直し)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
2	<p><b>第3節 計画の構成</b> この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。 地域防災計画【地震・津波災害対策計画】</p>	<p><b>第3節 計画の構成</b> この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。 地域防災計画【地震・津波災害対策計画】</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																				
3	<table border="1" data-bbox="439 478 1383 814"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> <th>関連計画・資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編 総則</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2編 災害予防</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3編 災害応急対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4編 災害復旧・復興</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5編 東海地震に関する事前対策</td> <td>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対応等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	関連計画・資料	第1編 総則	(略)	(略)	第2編 災害予防	(略)	(略)	第3編 災害応急対策	(略)	(略)	第4編 災害復旧・復興	(略)	(略)	第5編 東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対応等	(略)	<table border="1" data-bbox="1522 478 2463 814"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>主な内容</th> <th>関連計画・資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編 総則</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2編 災害予防</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3編 災害応急対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4編 災害復旧・復興</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</td> <td>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	構成	主な内容	関連計画・資料	第1編 総則	(略)	(略)	第2編 災害予防	(略)	(略)	第3編 災害応急対策	(略)	(略)	第4編 災害復旧・復興	(略)	(略)	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等	(略)	(計画構成の見直し)
構成	主な内容	関連計画・資料																																					
第1編 総則	(略)	(略)																																					
第2編 災害予防	(略)	(略)																																					
第3編 災害応急対策	(略)	(略)																																					
第4編 災害復旧・復興	(略)	(略)																																					
第5編 東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対応等	(略)																																					
構成	主な内容	関連計画・資料																																					
第1編 総則	(略)	(略)																																					
第2編 災害予防	(略)	(略)																																					
第3編 災害応急対策	(略)	(略)																																					
第4編 災害復旧・復興	(略)	(略)																																					
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等	(略)																																					
12	<p><b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b></p>	<p><b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b></p>																																					
12	<p><b>第2節 重点を置くべき事項</b> 防災基本計画及び「第3章 被害想定」を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。 (略)</p>	<p><b>第2節 重点を置くべき事項</b> 防災基本計画及び「第3章 被害想定」を踏まえ、地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。 (略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映																																				
13	<p>3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築すること。(追加)</p> <p>また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、<u>実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u></p> <p>また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿及び<u>個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p>	(防災基本計画第1編第3章(P6))  (改正後の災害対策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の)																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由								
13	<p>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>14 関係)</p> <p>(防災基本計画第2編第1章(P16))</p>								
15	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p>	<p><b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p>									
15	<p><b>第1節 実施責任</b> (略)</p> <p>4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。</u> また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p><b>第1節 実施責任</b> (略)</p> <p>4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、<u>応急措置を実施する。</u> また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(計画構成の見直し)</p>								
15	<p><b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b> 1 市</p> <table border="1" data-bbox="439 1415 1377 1860"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>(略) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) エ <u>避難の勧告、指示</u>を行う。 (略) (4) <u>東海地震</u>に関する事前対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	碧南市	(略) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) エ <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (略) (4) <u>東海地震</u> に関する事前対策	<p><b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b> 1 市</p> <table border="1" data-bbox="1519 1415 2457 1860"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>(略) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) エ <u>避難の指示</u>を行う。 (略) (4) <u>南海トラフ地震</u>に関する事前対策</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	碧南市	(略) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) エ <u>避難の指示</u> を行う。 (略) (4) <u>南海トラフ地震</u> に関する事前対策	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(計画構成の見直し)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60)</p>
機関名	内 容										
碧南市	(略) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) エ <u>避難の勧告、指示</u> を行う。 (略) (4) <u>東海地震</u> に関する事前対策										
機関名	内 容										
碧南市	(略) (2) 災害応急対策 ア 災害予警報を始めとする地震に関する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 イ 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 ウ 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。 (略) エ <u>避難の指示</u> を行う。 (略) (4) <u>南海トラフ地震</u> に関する事前対策										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																
15	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="439 344 602 449"></td> <td data-bbox="602 344 1383 449">東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</td> </tr> </table>		東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1519 344 1682 449"></td> <td data-bbox="1682 344 2457 449">南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</td> </tr> </table>		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。	条第1項関係												
	東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。																		
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。																		
16	<p>2 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 533 602 569">機関名</th> <th data-bbox="602 533 1383 569">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 569 602 978">愛知県</td> <td data-bbox="602 569 1383 978">                     (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。                      (2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。                      (略)                      (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。                      (略)                      (26) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (略) (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。 (略) (26) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	<p>2 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1519 533 1682 569">機関名</th> <th data-bbox="1682 533 2457 569">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 569 1682 978">愛知県</td> <td data-bbox="1682 569 2457 978">                     (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。                      (2) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。                      (略)                      (5) 避難の指示を代行することができる。                      (略)                      (26) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (略) (5) 避難の指示を代行することができる。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)	(計画構成の見直し)  (改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)								
機関名	内 容																		
愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (略) (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。 (略) (26) 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)																		
機関名	内 容																		
愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。 (2) 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。 (略) (5) 避難の指示を代行することができる。 (略) (26) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (略)																		
17	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 978 602 1289">愛知県警察</td> <td data-bbox="602 978 1383 1289">                     (1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。                      (略)                      (4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。                      (略)                      (9) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	愛知県警察	(1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。 (略) (4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略) (9) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。 (略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 978 1682 1289">愛知県警察</td> <td data-bbox="1682 978 2457 1289">                     (1) 災害時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。                      (略)                      (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。                      (略)                      (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。                      (略)                 </td> </tr> </tbody> </table>	愛知県警察	(1) 災害時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。 (略) (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略) (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (略)	(計画構成の見直し)												
愛知県警察	(1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。 (略) (4) 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略) (9) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。 (略)																		
愛知県警察	(1) 災害時等における警備対策、交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。 (略) (4) 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。 (略) (9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (略)																		
18	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 1373 602 1409">機関名</th> <th data-bbox="602 1373 1383 1409">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 1409 602 1740">東海財務局</td> <td data-bbox="602 1409 1383 1740">                     (略)                      (4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、<u>適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u>                      (5) (略)                      (6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。                      (7) (略)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1740 602 1776">(略)</td> <td data-bbox="602 1740 1383 1776">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 1776 602 1850">第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="602 1776 1383 1850">(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、<u>災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) (4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 <u>適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) (6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (7) (略)	(略)	(略)	第四管区海上保安本部	(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、 <u>災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。</u>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1519 1373 1682 1409">機関名</th> <th data-bbox="1682 1373 2457 1409">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1519 1409 1682 1740">東海財務局</td> <td data-bbox="1682 1409 2457 1740">                     (略)  <del>(4)</del>                      (4) (略)                      (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。                      (6) (略)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1740 1682 1776">(略)</td> <td data-bbox="1682 1740 2457 1776">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1519 1776 1682 1850">第四管区海上保安本部</td> <td data-bbox="1682 1776 2457 1850">(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、<u>地震等</u>に関する情報の伝達及び周知を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	東海財務局	(略) <del>(4)</del> (4) (略) (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) (略)	(略)	(略)	第四管区海上保安本部	(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、 <u>地震等</u> に関する情報の伝達及び周知を図る。	(計画構成の見直し)
機関名	内 容																		
東海財務局	(略) (4) 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 <u>適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) (6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (7) (略)																		
(略)	(略)																		
第四管区海上保安本部	(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、 <u>災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。</u>																		
機関名	内 容																		
東海財務局	(略) <del>(4)</del> (4) (略) (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) (略)																		
(略)	(略)																		
第四管区海上保安本部	(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、 <u>地震等</u> に関する情報の伝達及び周知を図る。																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																				
19	<table border="1"> <tr><td></td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>                     (略)                      (2) 地震防災応急対策                      ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。                      イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。                      (3) (略)                      (4) 応急復旧                      (略)                      カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。                      キ (略)                      ク (略)                 </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	(略)	中部地方整備局	(略) (2) 地震防災応急対策 ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。 イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。 (3) (略) (4) 応急復旧 (略) カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。 キ (略) ク (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td></td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>                     (略)  <del>(削除)</del>                      (2) (略)                      (3) 応急復旧                      (略)  <del>(削除)</del>                      カ (略)                      キ (略)                 </td> </tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		(略)	(略)	(略)	中部地方整備局	(略) <del>(削除)</del> (2) (略) (3) 応急復旧 (略) <del>(削除)</del> カ (略) キ (略)	(略)	(略)					
	(略)																						
(略)	(略)																						
中部地方整備局	(略) (2) 地震防災応急対策 ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。 イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。 (3) (略) (4) 応急復旧 (略) カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。 キ (略) ク (略)																						
(略)	(略)																						
	(略)																						
(略)	(略)																						
中部地方整備局	(略) <del>(削除)</del> (2) (略) (3) 応急復旧 (略) <del>(削除)</del> カ (略) キ (略)																						
(略)	(略)																						
20	<p>4 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td>                     (略)                      (2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置                      ア 師団司令部に指揮所を開設する。                      イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。                      ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。                      エ 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。                      (3) 警戒宣言が発せられたときの措置                      ア 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。                      イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。                      ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。                      エ 愛知県地震災害警戒本部(状況により他の機関)へ連絡班(連絡幹部)を派遣する。                      (4) (略)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>(1) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	自衛隊	(略) (2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置 ア 師団司令部に指揮所を開設する。 イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。 ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。 エ 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。 (3) 警戒宣言が発せられたときの措置 ア 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。 イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。 ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。 エ 愛知県地震災害警戒本部(状況により他の機関)へ連絡班(連絡幹部)を派遣する。 (4) (略)	機関名	内 容	(略)	(略)	日本放送協会	(1) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。	<p>4 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td>                     (略)  <del>(削除)</del>  <del>(削除)</del>                      (2) (略)                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td><del>(削除)</del></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	自衛隊	(略) <del>(削除)</del> <del>(削除)</del> (2) (略)	機関名	内 容	(略)	(略)	日本放送協会	<del>(削除)</del>	(計画構成の見直し)
機関名	内 容																						
自衛隊	(略) (2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置 ア 師団司令部に指揮所を開設する。 イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。 ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。 エ 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。 (3) 警戒宣言が発せられたときの措置 ア 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。 イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。 ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。 エ 愛知県地震災害警戒本部(状況により他の機関)へ連絡班(連絡幹部)を派遣する。 (4) (略)																						
機関名	内 容																						
(略)	(略)																						
日本放送協会	(1) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。																						
機関名	内 容																						
自衛隊	(略) <del>(削除)</del> <del>(削除)</del> (2) (略)																						
機関名	内 容																						
(略)	(略)																						
日本放送協会	<del>(削除)</del>																						
21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td>(1) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	日本放送協会	(1) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td><del>(削除)</del></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	日本放送協会	<del>(削除)</del>	(気象業務法第15条第6項に基づく整理)								
機関名	内 容																						
(略)	(略)																						
日本放送協会	(1) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。																						
機関名	内 容																						
(略)	(略)																						
日本放送協会	<del>(削除)</del>																						

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																
21	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報、<u>緊急地震速報</u>、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、<u>東海地震注意情報が発表された場合、並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>東邦瓦斯株式会社</td> <td>(略) (2) <u>東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u> (3) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>(1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) ~ (10) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報、 <u>緊急地震速報</u> 、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。	(略)	(略)	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、 <u>東海地震注意情報が発表された場合、並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</u> (略)	東邦瓦斯株式会社	(略) (2) <u>東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u> (3) (略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	(1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) ~ (10) (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(1) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (2) 大津波警報、津波警報、津波注意報、<u>緊急地震速報(警報)</u>、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>東邦瓦斯株式会社</td> <td>(略) <u>(削除)</u> (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (8) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社N T Tドコモ</td> <td><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(1) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (2) 大津波警報、津波警報、津波注意報、 <u>緊急地震速報(警報)</u> 、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。	(略)	(略)	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略)	東邦瓦斯株式会社	(略) <u>(削除)</u> (2) (略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (8) (略)	(略)	(略)	株式会社N T Tドコモ	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(計画構成の見直し)
	(2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (3) 大津波警報、津波警報、津波注意報、 <u>緊急地震速報</u> 、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。																																		
(略)	(略)																																		
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、 <u>東海地震注意情報が発表された場合、並びに南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</u> (略)																																		
東邦瓦斯株式会社	(略) (2) <u>東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u> (3) (略)																																		
(略)	(略)																																		
西日本電信電話株式会社	(1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) ~ (10) (略)																																		
(略)	(略)																																		
	(1) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (2) 大津波警報、津波警報、津波注意報、 <u>緊急地震速報(警報)</u> 、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。																																		
(略)	(略)																																		
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (略)																																		
東邦瓦斯株式会社	(略) <u>(削除)</u> (2) (略)																																		
(略)	(略)																																		
西日本電信電話株式会社	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (8) (略)																																		
(略)	(略)																																		
株式会社N T Tドコモ	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (4) (略)																																		
(略)	(略)																																		
22	<table border="1"> <tr> <td>株式会社N T Tドコモ</td> <td>(1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) ~ (6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	株式会社N T Tドコモ	(1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) ~ (6) (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>株式会社N T Tドコモ</td> <td><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	株式会社N T Tドコモ	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(計画構成の見直し)																								
株式会社N T Tドコモ	(1) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> (2) <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> (3) ~ (6) (略)																																		
(略)	(略)																																		
株式会社N T Tドコモ	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (1) ~ (4) (略)																																		
(略)	(略)																																		
23	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各ガス事業会社</td> <td>(1) (略) (2) <u>東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u> (3) (略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人</td> <td>(1) <u>警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	各ガス事業会社	(1) (略) (2) <u>東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u> (3) (略)	一般社団法人	(1) <u>警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</u>	<p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各ガス事業会社</td> <td>(1) (略) <u>(削除)</u> (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人</td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	(略)	(略)	各ガス事業会社	(1) (略) <u>(削除)</u> (2) (略)	一般社団法人	<u>(削除)</u>	(計画構成の見直し)																
機関名	内 容																																		
(略)	(略)																																		
各ガス事業会社	(1) (略) (2) <u>東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u> (3) (略)																																		
一般社団法人	(1) <u>警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</u>																																		
機関名	内 容																																		
(略)	(略)																																		
各ガス事業会社	(1) (略) <u>(削除)</u> (2) (略)																																		
一般社団法人	<u>(削除)</u>																																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由								
25	<table border="1" data-bbox="439 344 1383 457"> <tr> <td>人愛知県ト ラック協会</td> <td>(2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	人愛知県ト ラック協会	(2) (略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1519 344 2463 457"> <tr> <td>人愛知県ト ラック協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	人愛知県ト ラック協会	(略)	(略)	(略)	
人愛知県ト ラック協会	(2) (略)										
(略)	(略)										
人愛知県ト ラック協会	(略)										
(略)	(略)										
25	<h2>第2編 災害予防</h2>	<h2>第2編 災害予防</h2>									
25	<h3>第1章 防災協働社会の形成推進</h3>	<h3>第1章 防災協働社会の形成推進</h3>									
27	<h4>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</h4> <p>(略)</p>	<h4>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</h4> <p>(略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映								
28	<p>2 自主防災会における措置                  自主防災会は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、<u>平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時</u>において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の活動                  (略)</p> <p><u>(2) 警戒宣言発令時の活動</u></p> <p>ア 市、消防機関等からの情報の伝達                  イ 市民のとりべき措置の呼びかけ                  ウ 要配慮者の安全確保                  エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保                  オ 避難所の点検</p> <p><u>(3) 災害発生時の活動</u>                  (略)</p>	<p>2 自主防災会における措置                  自主防災会は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 平常時の活動                  (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 災害発生時の活動</u>                  (略)</p>		(計画構成の見直し)							
29	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進                  (略)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催                  市及び碧南市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求めめる者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーター</p>	<p>4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進                  (略)</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催                  市及び碧南市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求めめる者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに</p>	(表記の整理)								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
29	<p>に対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るための<u>フォローアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、碧南市社会福祉協議会は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>フォローアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p> <p>また、碧南市社会福祉協議会においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>	<p>対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るための<u>レベルアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、碧南市社会福祉協議会は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>レベルアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p> <p>また、碧南市社会福祉協議会においては、引き続きボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるものとする。</p>	(表記の整理)																														
33	<h2>第2章 建築物等の安全化</h2>	<h2>第2章 建築物等の安全化</h2>																															
33	<p>基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して<u>倒壊</u>防止に努める必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>																														
33	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1184 1374 1852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震推進</td> <td>(市) 本部班(防災課)、調達班(行政課)、学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通関係施設等の整備</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節</td> <td>(市) 本部班(防災課)、</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 建築物の耐震推進	(市) 本部班(防災課)、調達班(行政課)、学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課	(略)	第2節 交通関係施設等の整備	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節	(市) 本部班(防災課)、	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 1184 2454 1852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 建築物の耐震推進</td> <td>(市) 学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 交通関係施設等の整備</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、<u>農水班(農業水産課)</u>、<u>消防署</u>、<u>警察署</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節</td> <td>(市) 社会教育班(文化財</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 建築物の耐震推進	(市) 学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課	(略)	第2節 交通関係施設等の整備	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、 <u>消防署</u> 、 <u>警察署</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節	(市) 社会教育班(文化財	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																															
第1節 建築物の耐震推進	(市) 本部班(防災課)、調達班(行政課)、学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課	(略)																															
第2節 交通関係施設等の整備	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、消防署	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節	(市) 本部班(防災課)、	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 建築物の耐震推進	(市) 学校教育班(庶務課)、こども班(こども課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資産活用課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、社会教育班(生涯学習課)、第1医療班(健康課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、農水班(農業水産課) 始め全課	(略)																															
第2節 交通関係施設等の整備	(市) 土木施設管理班(土木港湾課、都市計画課)、 <u>農水班(農業水産課)</u> 、 <u>消防署</u> 、 <u>警察署</u>	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第4節	(市) 社会教育班(文化財	(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由						
<p>34</p> <p>35</p> <p>36</p>	<table border="1" data-bbox="418 342 1371 411"> <tr> <td>文化財の保護 (略)</td> <td>社会教育班(文化財課) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><b>第1節 建築物の耐震推進</b> (略)</p> <p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の市有建築物の耐震性の確保 その他の市有建築物のうち耐震性の不足するものの耐震改修</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) 住宅地震相談・一般建築相談の体制強化 市は、住宅に関する地震対策や、一般の建築相談に応ずるため、市役所(建築課)に相談コーナーを設けるとともに、より多くの市民が活用できるように一層の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進 市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査するものとする。また、旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断及び、旧基準非木造住宅の耐震診断補助(住宅耐震化促進事業)を実施する。 耐震改修についても、耐震性の低い住宅に対して、改修するための設計及び工事費に補助をする耐震改修補助、建替に対する補助(同一敷地内に限る)、除却に対する補助を実施して、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。 (追加)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 住宅等地震対策普及啓発の推進</p>	文化財の保護 (略)	社会教育班(文化財課) (略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1495 342 2448 411"> <tr> <td>文化財の保護 (略)</td> <td>課) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p><b>第1節 建築物の耐震推進</b> (略)</p> <p>3 公共建築物の耐震性の確保・向上及び安全確保 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の市有建築物の耐震性の確保 その他の市有建築物についても昭和56年度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要建築物に準じて耐震性能の向上に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) 住宅耐震相談・一般建築相談の体制強化 市は、住宅に関する地震対策や、一般の建築相談に応ずるため、市役所(建築課)に相談コーナーを設けるとともに、より多くの市民が活用できるように一層の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進 市は、建築物の倒壊を考え、木造、非木造に分類した棟数及び分布状況について調査するものとする。また、昭和56年5月以前着工の旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断及び、旧基準非木造住宅の耐震診断補助を実施する。 耐震改修についても、耐震性の低い住宅に対して、改修するための設計及び工事費に補助をする耐震改修補助、建替に対する補助(同一敷地内に限る)、除却に対する補助を実施して、旧基準住宅の耐震改修の促進を図るものとする。 (3) 減災対策の推進 市は、木造住宅の耐震改修工事を段階的に行う工事に対する補助や高齢者等の要配慮者に対し、耐震シェルター設置に対する補助を実施する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 住宅等地震対策普及啓発の推進</p>	文化財の保護 (略)	課) (略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>(表記の整理)</p>
文化財の保護 (略)	社会教育班(文化財課) (略)	(略)							
文化財の保護 (略)	課) (略)	(略)							

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
36	<p>市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布するなど地震対策知識の普及に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1</p> <p>住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえないので、<u>ブロック塀の生垣への変更補助、要配慮者に対し家具の転倒防止金具の無料設置などを行う。</u></p>	<p>市は、住宅等の地震に対する知識を広めるため、建物等のわかりやすい補強方法や<u>安価な耐震改修方法</u>等を記したパンフレット・リーフレット等を市民に配布<u>やホームページに掲載する</u>など地震対策知識の普及に努めるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-1</p> <p>住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえないので、<u>ブロック塀等撤去補助、家具の転倒防止対策、窓ガラスや天井の落下防止対策及びエレベーターの安全対策を推進する。</u></p>	
37	<p><b>第2節 交通関係施設等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備</p> <p>大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p>	<p><b>第2節 交通関係施設等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備</p> <p>大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(計画構成の見直し)</p>
40	<p>(略)</p> <p>5 港湾・漁港</p> <p>県及び市は以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 港湾</p> <p>ア 耐震強化岸壁の整備</p> <p>震災時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や<u>ガントリークレーンの免震化を進める。</u></p> <p>イ 緊急輸送道路の確保</p> <p>耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場(緑地)や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。</p> <p>ウ 臨港道路橋梁の耐震化の推進</p> <p>震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋</p>	<p>(略)</p> <p>5 港湾・漁港</p> <p>県及び市は以下の対策を実施する。</p> <p>(1) 港湾</p> <p>ア 耐震強化岸壁の整備</p> <p>震災時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備を進める。</p> <p>イ 緊急輸送道路の確保</p> <p>耐震強化岸壁背後に、緊急物資の一時保管のための広場(緑地)や緊急物資を円滑に陸上輸送するための緊急輸送道路を確保する。</p> <p>ウ 臨港道路橋梁の耐震化の推進</p> <p>震災時に二次災害が予測される等、整備の緊急性が高い臨港道路橋梁</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
40	<p>梁について優先的に耐震化を推進する。</p> <p>エ 津波被害低減対策</p> <p>港湾における津波被害の低減を図るため、<u>コンテナ等の流出防止柵の設置や、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</u></p>	<p>について優先的に耐震化を推進する。</p> <p>エ 津波被害低減対策</p> <p>港湾における津波被害の低減を図るため、埠頭用地等の嵩上げを実施する。</p>	
40	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p>1 施設管理者、及び市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電力事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>電気通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p>1 施設管理者、及び市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>通信事業者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
47	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、県が作成する地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、<u>警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</u>また、市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、県が作成する地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、<u>地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。</u>また、市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(計画構成の見直し)</p>
48	<p>4 単独事業</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(5)5-2</p> <p>(1) 防災対策事業</p> <p>市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。</p>	<p>4 単独事業</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(5)5-2</p> <p>(1) 防災対策事業</p> <p>市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
48	<p>ア 防災基盤整備事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業なし</p> <p>イ 公共施設等耐震化事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業</p> <p>市道等に架かる橋梁の耐震工事及び落橋防止工事を次表のとおり計画的に進めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="531 823 1374 1140"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>平成27年度 まで整備数</th> <th>年度別整備計画 平成28年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震・落橋防止工事</td> <td>18</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>該当橋梁</td> <td>港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、曳舟橋</td> <td>長田橋(架替予定)明石公園スカイブリッジ、明石公園さくら橋</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	平成27年度 まで整備数	年度別整備計画 平成28年度以降	耐震・落橋防止工事	18	3	該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、曳舟橋	長田橋(架替予定)明石公園スカイブリッジ、明石公園さくら橋	<p>ア 防災基盤整備事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業なし</p> <p>イ 公共施設等耐震化事業の概要</p> <p>(ア) 事業計画：公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出</p> <p>(イ) 対象事業：地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設</p> <p>(ウ) 碧南市における該当事業</p> <p>市道等に架かる橋梁の耐震工事及び落橋防止工事を次表のとおり計画的に進めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1611 823 2454 1140"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>令和2年度 まで整備数</th> <th>年度別整備計画 令和3年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震・落橋防止工事</td> <td>20</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>該当橋梁</td> <td>港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、曳舟橋、<u>明石公園スカイブリッジ、明石公園さくら橋</u></td> <td>長田橋(架替予定)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	令和2年度 まで整備数	年度別整備計画 令和3年度以降	耐震・落橋防止工事	20	1	該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、曳舟橋、 <u>明石公園スカイブリッジ、明石公園さくら橋</u>	長田橋(架替予定)	(表記の整理)
事業名	平成27年度 まで整備数	年度別整備計画 平成28年度以降																			
耐震・落橋防止工事	18	3																			
該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、曳舟橋	長田橋(架替予定)明石公園スカイブリッジ、明石公園さくら橋																			
事業名	令和2年度 まで整備数	年度別整備計画 令和3年度以降																			
耐震・落橋防止工事	20	1																			
該当橋梁	港南橋、権現橋、大浜上橋、二ツ橋、高与橋、塩とり橋、伏見屋水門橋、堀方橋、鮪橋、旭橋、丸山橋、潮見大橋、坂上橋、堀川橋、臨海公園跨道橋、一ツ橋、志貴崎橋、曳舟橋、 <u>明石公園スカイブリッジ、明石公園さくら橋</u>	長田橋(架替予定)																			
49	<p>(2) その他の事業</p> <p>(略)</p> <p>オ 海岸堤防の耐震補強整備</p> <p>海岸堤防の耐震補強については<u>県始め関係機関へ要望していく。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) その他の事業</p> <p>(略)</p> <p>オ 海岸堤防等の耐震補強整備</p> <p>海岸堤防及び水門の耐震補強については、<u>県等は本市において整備を推進する。</u></p> <p>(略)</p>																			
51	<p style="text-align: center;"><b>第3章 都市の防災性の向上</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 都市の防災性の向上</b></p>																			
51	<p>基本方針</p> <p>○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、<u>土地区画整理事業等による市街地開発等の面的整備事業を促進する。</u>さらに、住民が主体となってきめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画の推進を図る。</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、<u>狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却や跡地利用に対する取組み</u>を促進する。さらに、住民が主体となってきめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
51	<p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 693 1391 1066"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>担 当 課</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(都市 計画課)、住宅建築班 (建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4節 市街地の面的な整備・ 改善</td> <td>(市)土木施設管理班 (土木港湾課、都市計画 課、都市整備課)</td> <td>1(1) 市街地開発事業 1(2) 地区計画</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置	(略)			第3節 建築物の不燃化の促進	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(都市 計画課)、住宅建築班 (建築課)	(略)	(追加)			第4節 市街地の面的な整備・ 改善	(市)土木施設管理班 (土木港湾課、都市計画 課、都市整備課)	1(1) 市街地開発事業 1(2) 地区計画	<p>の推進を図る。</p> <p><u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 693 2472 1066"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>担 当 課</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3節 建築物の不燃化の促進</td> <td>(市)土木施設管理班 (都市計画課)、住宅建 築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>第4節 建築物の耐震化の促進</u></td> <td><u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td><u>1(1) 建築物の耐震化の促進</u></td> </tr> <tr> <td>第5節 市街地の整備・改善</td> <td>(市)土木施設管理班 (土木港湾課、都市計画 課、都市整備課)、住宅 建築班(建築課)</td> <td>1(1) <u>密集市街地の改善</u> 1(2) 地区計画</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	担 当 課	主 な 措 置	(略)			第3節 建築物の不燃化の促進	(市)土木施設管理班 (都市計画課)、住宅建 築班(建築課)	(略)	<u>第4節 建築物の耐震化の促進</u>	<u>住宅建築班(建築課)</u>	<u>1(1) 建築物の耐震化の促進</u>	第5節 市街地の整備・改善	(市)土木施設管理班 (土木港湾課、都市計画 課、都市整備課)、住宅 建築班(建築課)	1(1) <u>密集市街地の改善</u> 1(2) 地区計画	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (都市再生基本方針(R2.9)を踏まえた修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区 分	担 当 課	主 な 措 置																															
(略)																																	
第3節 建築物の不燃化の促進	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(都市 計画課)、住宅建築班 (建築課)	(略)																															
(追加)																																	
第4節 市街地の面的な整備・ 改善	(市)土木施設管理班 (土木港湾課、都市計画 課、都市整備課)	1(1) 市街地開発事業 1(2) 地区計画																															
区 分	担 当 課	主 な 措 置																															
(略)																																	
第3節 建築物の不燃化の促進	(市)土木施設管理班 (都市計画課)、住宅建 築班(建築課)	(略)																															
<u>第4節 建築物の耐震化の促進</u>	<u>住宅建築班(建築課)</u>	<u>1(1) 建築物の耐震化の促進</u>																															
第5節 市街地の整備・改善	(市)土木施設管理班 (土木港湾課、都市計画 課、都市整備課)、住宅 建築班(建築課)	1(1) <u>密集市街地の改善</u> 1(2) 地区計画																															
52	<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-3</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園・緑地の整備 (略)</p> <p>ア 都市公園の整備</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。</p> <p>また、公園・緑地の配置計画については、「碧南市緑の基本計画」で位置付ける防災システムの配置方針に基づき、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫など防災施設の整備と防災機能の充実を図り、避難場所など防災活動の場として役割を果たす伊勢町公園などの整備を推進する。</p>	<p>第2節 防災上重要な都市施設の整備</p> <p>1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-3</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園・緑地の整備 (略)</p> <p>ア 都市公園の整備</p> <p>都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。</p> <p>また、公園・緑地の配置計画については、「碧南市緑の基本計画」で位置付ける防災システムの配置方針に基づき、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫など防災施設の整備と防災機能の充実を図り、避難場所など防災活動の場として役割を果たす公園などの整備を推進する。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
52	<p><b>第3節 建築物の不燃化の促進</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策</p> <p>市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼の恐れのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。</p> <p>また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。(建築基準法の防火規制)</p>	<p><b>第3節 建築物の不燃化の促進</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の不燃対策</p> <p>市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼の恐れのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。</p> <p>また、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。(建築基準法の防火規制)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
53	<p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準を満たし、周辺の状況も含め防火上、避難上の安全が確保できる場合を除く。</u></p> <p>(略)</p>	
53	<p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第4節 建築物の耐震化の促進</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>建築物の耐震化の促進</u></p> <p><u>建築物の耐震化促進のため「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、市内全域のすべて建築物を対象建築物とし、耐震化及び減災化を計画的に実施する。なかでも、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物を主な対象として耐震化を図るものとする。</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
53	<p><b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>市街地開発事業</u></p>	<p><b>第5節 市街地の整備・改善</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>密集市街地の改善</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
54	<p>土地区画整理事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものであるため、計画的に実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</b></p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>土砂災害危険箇所や地盤沈下地域の情報を県から入手し、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</u></li> </ul> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1102 1391 1665"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成規制誘導</td> <td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)、本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>1 (1) <u>土砂災害危険箇所等に関する措置</u> 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u> 1 (4) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 土地利用の適正誘導 1 市における措置</p>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)、本部班(防災課)	(略)	第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	1 (1) <u>土砂災害危険箇所等に関する措置</u> 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u> 1 (4) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</u>	<p><u>狭あい道路の拡幅、建築物等の耐震化及び空き家の除却や跡地利用に対する取組み</u>をはじめとする、<u>密集市街地を整備・改善する事業は、道路拡幅や耐震性能の向上、危険な空き家の除却等により</u>、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものであるため、計画的に実施する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 液状化対策・土砂災害等の予防</b></p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>土砂災害警戒区域等や地盤沈下地域の情報を県から入手し、市の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど県との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</u></li> </ul> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 1102 2472 1635"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成規制誘導</td> <td>(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、<u>要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)</u></td> <td>1 (1) <u>土砂災害警戒区域等に関する措置</u> 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u> 1 (4) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1節 土地利用の適正誘導 1 市における措置</p>	区 分	機関名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)	第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)</u>	1 (1) <u>土砂災害警戒区域等に関する措置</u> 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u> 1 (4) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</u>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)、本部班(防災課)	(略)																									
第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	1 (1) <u>土砂災害危険箇所等に関する措置</u> 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u> 1 (4) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</u>																									
区 分	機関名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第3節 宅地造成規制誘導	(市) 土木施設管理班(都市計画課)、住宅建築班(建築課)	(略)																									
第4節 土砂災害の防止	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、 <u>要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)</u>	1 (1) <u>土砂災害警戒区域等に関する措置</u> 1 (2) <u>土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</u> 1 (3) <u>ハザードマップの作成及び周知</u> 1 (4) <u>要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</u>																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
55	<p>液状化による被害や土砂災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。</p> <p><b>第4節 土砂災害の防止</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>土砂災害危険箇所等</u>に関する措置</p> <p>本市における<u>土砂災害危険箇所</u>としては、急傾斜地崩壊危険箇所(集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の箇所)、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、県に指定された区域があり、該当区域は資料編(資料1-1)のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>液状化による被害や土砂災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、<u>立地適正化計画の作成等を推進し</u>、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。</p> <p><b>第4節 土砂災害の防止</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) <u>土砂災害警戒区域等</u>に関する措置</p> <p>本市における<u>土砂災害警戒区域</u>としては、急傾斜地崩壊危険箇所(集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の箇所)、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、県に指定された区域があり、該当区域は資料編(資料1-1)のとおりである。</p> <p>(略)</p>	<p>の反映等</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
56	<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市防災会議は、<u>土砂災害警戒区域</u>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>の発令基準を「<u>避難指示等の判断・伝達マニュアル</u>」で設定する。</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
57	<p>エ また、本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(市民の生命、身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき県に指定された区域)については、資料編(資料1-1)のとおりであり、防災マップやホームページを通じて住民へ周知する。土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制として、土砂災害に関する情報収集、伝達及び住民の避難、救助等については以下のとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>エ また、本市における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(市民の生命、身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき県に指定された区域)については、資料編(資料1-1)のとおりであり、防災マップやホームページを通じて住民へ周知する。土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制として、土砂災害に関する情報収集、伝達及び住民の避難、救助等については以下のとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>2. 碧南市各部</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
57	<p>(イ) 住民の避難、救助等について</p> <p>① 住民の避難</p> <p>住民の避難について、<u>避難勧告等</u>の判断基準は、「<u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、地震災害により地盤が弱くなっていることを考慮するほか、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p> <p><u>避難勧告等</u>の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、<u>ホームページ</u>への掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。</p> <p>著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の<u>勧告</u>・指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員児童委員、地域包括支援センター等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。</p>	<p>(イ) 住民の避難、救助等について</p> <p>① 住民の避難</p> <p>住民の避難について、<u>避難情報</u>の判断基準は、「<u>避難指示等</u>の判断・伝達マニュアル」に定めるとおりであるが、発令にあたっては、地震災害により地盤が弱くなっていることを考慮するほか、大雨時の避難そのものに危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するなど、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。</p> <p><u>避難情報</u>の住民への伝達方法については、広報車による広報、報道機関への伝達、<u>ホームページ及びLINE、Twitter、Facebookなどのソーシャルメディア</u>への掲載、同報無線、へきなん防災メール等で周知する。</p> <p>著しく危険が切迫しているとき、もしくは避難の指示が発令された場合においては、市職員、消防職員、消防団、警察官、自主防災会、連絡委員、民生委員児童委員、地域包括支援センター等との連携・協力により、住民等の危険地域内から安全な地域への避難誘導に努める。</p>	<p>局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>												
60	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>	<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>													
60	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1367 1374 1728"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)、<u>全課</u>、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)、 <u>全課</u> 、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1501 1367 2457 1728"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課) <u>を始め</u>全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課) <u>を始め</u> 全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課)、 <u>全課</u> 、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、巡視・調査班(税務課)、第1医療班(健康課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、土木施設管理班(土木港湾課)、学校教育班(庶務課)、調達班(資産活用課)、環境班(環境課)、農水班(農業水産課) <u>を始め</u> 全課、GIS 取り扱う全課、システム利用課、市民病院、消防署、県	(略)													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
60 61 61	<p><b>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</b></p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-6</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p><b>第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備</b></p> <p>1 市及び防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(1)1-6</p> <p>市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、市は、男女共同参画の視点から、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画第2編第1章(P22))</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
69	<p><b>第6章 避難行動の促進対策</b></p>	<p><b>第6章 避難行動の促進対策</b></p>	
69	<p>基本方針</p> <p>○ <u>避難勧告等</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難勧告等</u>を発令する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>○ 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<u>避難指示(緊急)</u>等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>基本方針</p> <p>○ <u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>○ <u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>○ 災害情報共有システム(Lアラート)の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<u>避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係基本方針の追加)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
69	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等</td> <td>(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td>(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)、 警察署、防災上重要な施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)	第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市)本部班(防災課)	(略)	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)、 警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</td> <td>(市)本部班(防災課)、 警察署、防災上重要な施設の管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識啓発</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)	第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市)本部班(防災課)	(略)	第3節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	(市)本部班(防災課)	(略)	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、 警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)	第5節 避難に関する意識啓発	(市)本部班(防災課)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等  (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)																																					
第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																																					
第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアルの作成	(市)本部班(防災課)	(略)																																					
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港湾課)、 警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)																																					
第5節 避難に関する意識啓発	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)																																					
第2節 緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)及び避難路の指定等	(市)本部班(防災課)	(略)																																					
第3節 避難情報の判断及び伝達マニュアルの作成	(市)本部班(防災課)	(略)																																					
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	(市)本部班(防災課)、 警察署、防災上重要な施設の管理者	(略)																																					
第5節 避難に関する意識啓発	(市)本部班(防災課)	(略)																																					
69	<p>第1節 津波警報や避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映  (改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>																																				
71	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示(緊急)等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p>	<p>第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映  (改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
71	<p>ア 津波災害事象の特性に留意すること</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</p> <p>ウ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく<u>避難指示(緊急)</u>を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</p>	<p>ア 津波災害事象の特性に留意すること</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>(7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報</p> <p>ウ 「<u>避難情報に関するガイドライン</u>」(内閣府)を参考にすること</p> <p>エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく<u>避難指示</u>を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</p>	<p>条第1項及び第3項関係)</p>
72	<p>(7) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域</p> <p>(イ) 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域</p> <p>オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること</p> <p>カ <u>避難勧告等</u>の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示(緊急)</u>のみを発令すること</p> <p>キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する可能性があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>の発令を検討すること</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言(略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等</u>を発令しようとする場合、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>(7) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域</p> <p>(イ) 津波浸水想定(平成26年11月26日愛知県建設部公表)における浸水想定区域</p> <p>オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること</p> <p>カ <u>避難情報</u>の発令基準等については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>高齢者等避難</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令すること</p> <p>キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する可能性があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、<u>高齢者等避難</u>の発令を検討すること</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言(略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難情報</u>を発令しようとする場合、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<u>避難情報</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
72	<p><b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b></p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難の勧告又は指示</u>を行う基準及び伝達方法 (略)</p>	<p><b>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</b></p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難の指示</u>を行う基準及び伝達方法 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
73	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b> (略)</p>	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b> (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
74	<p>(2) 避難のための知識の普及 市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるように努める。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識 ・<u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)への移動を原則</u>とすること  (略)</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 (略)</p>	<p>(2) 避難のための知識の普及 市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるように努める。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識 ・<u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)<u>や安全な地域(浸水想定地域及び土砂災害警戒区域外)にある親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本</u>とすること。<u>あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</u>  (略)</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所(一時退避場所、火災時退避場所)を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 (略)</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係)</p> <p>(工業標準化法の改正に伴う修正)</p>
76	<p><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
76	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="433 386 1389 716"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 要配慮者支援対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1510 386 2466 716"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>(市)要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 要配慮者支援対策	(市)要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 要配慮者支援対策	(市)本部班(防災課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 要配慮者支援対策	(市)要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)、住宅建築班(建築課)、社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
77	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記。)</p>																								
78	<p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</p> <table border="1" data-bbox="552 1234 1389 1367"> <tbody> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保</p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1629 1234 2466 1367"> <tbody> <tr> <td>1㎡/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2㎡/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3㎡/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p><b>&lt;新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積&gt;</b> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1~2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>(略)</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保</p>	1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>(新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記。)</p> <p>(「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」))</p> <p>(防災基本計画 第2編第1章 (P39))</p>												
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																										
1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
78	<p>保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	<p>に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p>	
79	<p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	
79	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p>
81	<p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理)</p>
82	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>オ 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するように努めるものとする。</u></p> <p><u>計画には、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。以下、同じ。）の氏名及び住所、電話番号その他の連絡先、避難施設、避難路等に関する事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 個別避難計画情報の利用及び提供</u></p> <p><u>市は、避難支援等関係者に、計画情報を提供することについて避難行</u></p>	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
82	<p>(追加)</p> <p>オ 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、<u>名簿情報の適切な管理</u>を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、<u>名簿情報の適切な管理</u>に努めるものとする。</p> <p>カ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得られた者の計画情報を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で提供するものとする。</u></p> <p>キ <u>個別避難計画と地区防災計画の整合</u> 市は、<u>個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>ク 名簿情報及び計画情報の漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、<u>名簿情報及び計画情報</u>を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても<u>名簿情報及び計画情報</u>の活用に支障が生じないよう、適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ケ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人住民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
84	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	<p>第8章 火災予防・危険性物質の防災対策</p>	
85	<p>第3節 危険物施設防災計画</p> <p>1 保安確保の指導 消防署は、危険物施設の<u>位置・構造・設備</u>の状況及び危険物の<u>貯蔵・取扱</u></p>	<p>第3節 危険物施設防災計画</p> <p>1 保安確保の指導 消防署は、危険物施設の<u>位置、構造、設備</u>の状況及び危険物の<u>貯蔵又は取</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
85	<p>いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。</p>	<p><b>扱</b>いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。</p>	(表記の整理)																														
89	<p><b>第9章 津波等予防対策</b></p>	<p><b>第9章 津波等予防対策</b></p>																															
89	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 730 1374 1507"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</td> </tr> <tr> <td>第3節 津波防災知識の普及</td> <td>(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(略)	(略)	第2節 津波防災体制の充実	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項	第3節 津波防災知識の普及	(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 730 2454 1507"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波対策に係る地域の指定等</td> <td>(市) 本部班(防災課)、 県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波防災体制の充実</td> <td>(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、<b>学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)</b>、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署</td> <td>1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</td> </tr> <tr> <td>第3節 津波防災知識の普及</td> <td>(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)、<b>学校教育班(学校教育課)</b></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 本部班(防災課)、 県	(略)	第2節 津波防災体制の充実	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、 <b>学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)</b> 、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項	第3節 津波防災知識の普及	(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)、 <b>学校教育班(学校教育課)</b>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(略)	(略)																															
第2節 津波防災体制の充実	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項																															
第3節 津波防災知識の普及	(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
区 分	機関名	主 な 措 置																															
第1節 津波対策に係る地域の指定等	(市) 本部班(防災課)、 県	(略)																															
第2節 津波防災体制の充実	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、 <b>学校教育班(学校教育課)、こども班(こども課)</b> 、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)、下水道班(下水道課)、藤井達吉現代美術館、消防署	1 想定される津波等に対する計画の策定 2 避難誘導計画など具体的な計画等の策定 3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置 4 津波災害警戒区域の指定に係る事項																															
第3節 津波防災知識の普及	(市) 本部班(防災課)、社会教育班(生涯学習課)、 <b>学校教育班(学校教育課)</b>	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
90	<p><b>第2節 津波防災体制の充実</b></p> <p>1 想定される津波等に対する計画の策定 (略)</p>	<p><b>第2節 津波防災体制の充実</b></p> <p>1 想定される津波等に対する計画の策定 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																														
91	<p>(2) 津波警報、<b>避難指示(緊急)</b>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p>	<p>(2) 津波警報、<b>避難情報</b>を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第60)</p>																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
91	<p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難指示(緊急)等の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難誘導計画などの具体的な計画等の策定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示(緊急)のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難指示(緊急)等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示(緊急)等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難誘導計画などの具体的な計画等の策定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>条第1項関係)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
92	<p><b>第3節 津波防災知識の普及</b></p> <p>1 津波防災意識の普及</p> <p>一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難指示(緊急)等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。その際には、市で作成したハザードマップや標高マップ等を活用する。</p>	<p><b>第3節 津波防災知識の普及</b></p> <p>1 津波防災意識の普及</p> <p>一般及び船舶に対しては、津波警報等及び避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。その際には、市で作成したハザードマップや標高マップ等を活用する。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
96	<p><b>第10章 広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第10章 広域応援・受援体制の整備</b></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>
96	<p>基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 市の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
96	<p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="415 646 1391 1236"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 資料の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 広域応援体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院</td> <td>1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び応援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課) 消防署</td> <td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	区分	機関名	主な措置	第1節 資料の整備	(市)本部班(防災課)	資料の整備	第2節 広域応援体制の整備	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び応援体制の整備	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市)本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市)本部班(防災課)	1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等	<p><u>からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1495 646 2472 1423"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u></td> <td>(市)本部班(防災課)、(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院<u>始め全課</u></td> <td>1 資料の整備 2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課) 消防署</td> <td>1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>(市)本部班(防災課)、<u>調達班(資産活用課)、供給班(商工課)</u></td> <td>1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等</td> </tr> <tr> <td>第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u></td> <td>本部班(防災課)、<u>土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)社会教育班(スポーツ課)</u></td> <td><u>防災活動拠点の確保等</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	(市)本部班(防災課)、(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院 <u>始め全課</u>	1 資料の整備 2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	(市)本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市)本部班(防災課)、 <u>調達班(資産活用課)、供給班(商工課)</u>	1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等	第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	本部班(防災課)、 <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)社会教育班(スポーツ課)</u>	<u>防災活動拠点の確保等</u>	(表記の整理)
区分	機関名	主な措置																															
第1節 資料の整備	(市)本部班(防災課)	資料の整備																															
第2節 広域応援体制の整備	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院	1 応援協定の締結等 2 要請手続等の整備 3 防災活動拠点の確保等及び応援体制の整備																															
第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	(市)本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																															
第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市)本部班(防災課)	1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	(市)本部班(防災課)、(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、環境班(環境課)、調達班(資産活用課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)、第1医療班(健康課)、市民病院 <u>始め全課</u>	1 資料の整備 2 応援協定の締結等 3 要請手続等の整備 4 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備																															
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	(市)本部班(防災課) 消防署	1 緊急消防援助隊 2 広域航空消防応援 3 広域消防相互応援協定 4 自衛隊																															
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	(市)本部班(防災課)、 <u>調達班(資産活用課)、供給班(商工課)</u>	1 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1 (2) 訓練・検証等																															
第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	本部班(防災課)、 <u>土木施設管理班(土木港湾課、都市整備課)、調達班(資産活用課)、供給班(商工課)社会教育班(スポーツ課)</u>	<u>防災活動拠点の確保等</u>																															
96	<p>第1節 資料の整備</p> <p>1 市における措置</p>	<p>第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u></p> <p>1 <u>資料の整備</u></p>	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																														
96	<p>第2節 広域応援体制の整備</p>	<p>(削除)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防</p>																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
<p>96</p> <p>97</p>	<p>1 応援協定の締結等 (略)</p> <p>(3) 民間団体等との協定の締結等 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>2 応援要請手続等の整備 (略)</p> <p>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 (1) 防災活動拠点の確保等 市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</p> <p>(2) 受援体制の整備</p>	<p>2 応援協定の締結等 (略)</p> <p>(3) 民間団体等との協定の締結等 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(略)</p> <p>3 応援要請手続等の整備 (略)</p> <p>4 受援体制の整備 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理) (第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理)</p> <p>(防災基本計画第2編第1章(P27))</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
97	<p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</p> <p>また、市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>また、市は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員確保制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	
97	<p><b>第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第2節 応援部隊等に係る広域応援・<u>受援</u>体制の整備</b></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
98	<p><b>第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p>	<p><b>第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p>	<p>(表記の整理)</p>
99	<p><u>(新設)</u></p> <p><b>3 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</b></p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(2)2-4          碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(6)6-4          碧南市地震時応急復旧計画14.1.2</p> <p>(1) 防災活動拠点の確保等</p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する<u>後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港</p>	<p><b>第4節 防災活動拠点の確保等</b></p> <p><u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u></p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(2)2-4          碧南市地震対策減災計画附属資料【行動項目一覧】(6)6-4          碧南市地震時応急復旧計画14.1.2</p> <p>市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する<u>愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理)</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																		
99	<p>湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p><u>また、市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</p>	<p>湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>なお、本市の防災活動拠点は第3編第4章第6節2のとおり。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																		
100	<p align="center"><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	<p align="center"><b>第11章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>																																			
100	<p>基本方針</p> <p>○ 地震災害を最小限に食い止めるには、市防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>基本方針</p> <p>○ 地震災害を最小限に食い止めるには、市防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(防災基本計画第1編第3章(P6)を踏まえた修正)</p>																																		
101	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="415 1186 1371 1701"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災訓練の実施</td> <td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)、消防署、全課</td> <td>(略) 3 (3) 訓練の反省 (追加)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 防災のための教育</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局 防災関係機関</td> <td>3 中部運輸局における措置 4 防災教育の実施</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</td> <td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、消防署</td> <td>1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断及び現地診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)、消防署、全課	(略) 3 (3) 訓練の反省 (追加)	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第3節 防災のための教育	(略)	(略)	中部運輸局 防災関係機関	3 中部運輸局における措置 4 防災教育の実施	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断及び現地診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1495 1186 2451 1701"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災訓練の実施</td> <td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課 消防署、名古屋地方気象台</td> <td>(略) 3 (3) 訓練の反省 4 <u>名古屋地方気象台における措置</u></td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・広報</td> <td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)を始め全課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 防災のための教育</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>3 防災教育の実施</td> </tr> <tr> <td>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</td> <td>(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、消防署</td> <td>1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課 消防署、名古屋地方気象台	(略) 3 (3) 訓練の反省 4 <u>名古屋地方気象台における措置</u>	第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)を始め全課	(略)	第3節 防災のための教育	(略)	(略)	防災関係機関	3 防災教育の実施	第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)、消防署、全課	(略) 3 (3) 訓練の反省 (追加)																																			
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																																			
第3節 防災のための教育	(略)	(略)																																			
	中部運輸局 防災関係機関	3 中部運輸局における措置 4 防災教育の実施																																			
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断及び現地診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施																																			
区分	機関名	主な措置																																			
第1節 防災訓練の実施	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、供給班(商工課)、学校教育班(学校教育課)を始め全課 消防署、名古屋地方気象台	(略) 3 (3) 訓練の反省 4 <u>名古屋地方気象台における措置</u>																																			
第2節 防災のための意識啓発・広報	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、土木施設管理班(土木港湾課)を始め全課	(略)																																			
第3節 防災のための教育	(略)	(略)																																			
	防災関係機関	3 防災教育の実施																																			
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	(市)本部班(防災課)、住宅建築班(建築課)、消防署	1 (1) 防災意識調査の実施 1 (2) 耐震診断の実施 1 (3) 地震に関する相談の実施																																			
101	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p> <p>1 市における措置</p>	<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p> <p>1 市における措置</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の</p>																																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
101	<p>(略)</p> <p>(1) 総合防災訓練 (略)</p> <p><u>イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主旨により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</u></p> <p><u>ウ～エ</u> (略)</p> <p>(2) 津波防災訓練 (略)</p> <p>(3) 浸水対策訓練 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 総合防災訓練 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ～ウ</u> (略)</p> <p>(2) 津波防災訓練 (略)</p> <p>(3) 浸水対策訓練 (略)</p>	<p>反映</p> <p>(計画構成の見直し(一部別紙へ整理))</p>
102	<p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設について、訓練要領・警戒宣言時措置要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。なお、水防訓練は、次の項目について行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難 (<u>避難勧告</u>等の放送・伝達、居住者の避難)</p>	<p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。なお、水防訓練は、次の項目について行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難 (<u>避難情報</u>の放送・伝達、居住者の避難)</p>	
103	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>4 名古屋地方気象台における措置</u></p> <p><u>名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。</u></p>	<p>(対策の追加)</p>
103	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p>1 市及び警察における措置 (略)</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、起震車及び地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p>	<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p> <p>1 市及び警察における措置 (略)</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、起震車及び地震災害に関するビデオなどにより、防災教育の推進を図る。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(計画構成の見直し(別紙へ整理))</p>



碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
104	<p>(4) 家庭内備蓄等の推進            市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、<u>警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になる恐れがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレト            ーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u>  <u>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u></p>	<p>(4) 家庭内備蓄等の推進            市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が<u>予想されるため</u>、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p><u>(削除)</u></p>	(表記の整理)
105	<p><b>第3節 防災のための教育</b> (略)</p>	<p><b>第3節 防災のための教育</b> (略)</p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映
106	<p>2 市職員の防災教育            [参照項目]            碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1            地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。なお、地震防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。            (1) 地震に関する基礎知識  <u>(2) 東海地震の予知に関する知識</u>  <u>(3) 東海地震に関する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u>  <u>(4) ～(8) (略)</u></p>	<p>2 市職員の防災教育            [参照項目]            碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(6)6-1            地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。なお、地震防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。            (1) 地震に関する基礎知識  <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(2) ～(6) (略)</u></p>	(計画構成の見直し(別紙へ整理))
107	<p><u>(9) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u>  <u>(10) 今後地震防災対策として取り組む必要のある課題</u>            3 (略)            4 防災関係機関における措置</p>	<p><u>(7) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u>  <u>(8) 今後地震防災対策として取り組む必要のある課題</u>  <u>(削除)</u>  <u>3</u> 防災関係機関における措置</p>	
107	<p><b>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</b></p>	<p><b>第4節 防災意識調査及び地震相談の実施</b></p>	2. 碧南市各部

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																												
107	<p>1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-2</p> <p>(1) 防災意識調査の実施 (略)</p> <p>(2) 耐震相談及び現地診断の実施 地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、無料で耐震相談を市内各地で実施する。</p> <p>(3) 地震に関する相談の実施 (略)</p>	<p>1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震対策減災計画付属資料【行動項目一覧】(3)3-2</p> <p>(1) 防災意識調査の実施 (略)</p> <p>(2) 耐震診断の実施 地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、<u>旧耐震基準の木造住宅について無料で耐震診断の受付</u>を市内各地で実施する。</p> <p>(3) 地震に関する相談の実施 (略)</p>	<p>局における活動の反映等  (表記の整理)</p>																												
110	<p>第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映  (第5編へ整理)</p>																												
110	<p>第3編 災害応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策</p>																													
110	<p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p>	<p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p>																													
110	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1465 1374 1730"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣要請</td> <td>(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	(略)	(略)	第2節 職員の派遣要請	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	(略)	(市)本部班(防災課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 1465 2454 1730"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 災害対策本部の設置・運営</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 職員の派遣要請</td> <td>(市)情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 災害対策本部の設置・運営	(略)	(略)	第2節 職員の派遣要請	(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第3節 災害救助法の適用	県	(略)	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等  (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																													
第1節 災害対策本部の設置・運営	(略)	(略)																													
第2節 職員の派遣要請	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)																													
第3節 災害救助法の適用	県	(略)																													
	(市)本部班(防災課)	(略)																													
区分	機関名	主な措置																													
第1節 災害対策本部の設置・運営	(略)	(略)																													
第2節 職員の派遣要請	(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)																													
第3節 災害救助法の適用	県	(略)																													
	(市)本部班(防災課)、避難所班(国保年金課)、住宅建築班(建築課)、調達班(資	(略)																													
111																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																				
111	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="418 342 566 415"></td> <td data-bbox="566 342 869 415">日本赤十字社 愛知県支部</td> <td data-bbox="869 342 1374 415">(略)</td> </tr> </table>		日本赤十字社 愛知県支部	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1495 342 1644 583"></td> <td data-bbox="1644 342 1947 583">産活用課、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括</td> <td data-bbox="1947 342 2451 583"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 583 1644 657"></td> <td data-bbox="1644 583 1947 657">日本赤十字社 愛知県支部</td> <td data-bbox="1947 583 2451 657">(略)</td> </tr> </table>		産活用課、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括			日本赤十字社 愛知県支部	(略)												
	日本赤十字社 愛知県支部	(略)																					
	産活用課、供給班(商工課)、水道班(水道課)、第1医療班(健康課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)、市民班(市民課、監査委員事務局、会計課)、土木施設管理班(土木港湾課) 本部班は総括																						
	日本赤十字社 愛知県支部	(略)																					
111	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="409 905 507 1062">1</td> <td data-bbox="507 905 1374 1062">碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、大津波警報(注意報)、津波警報(注意報)、矢作川はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1062 507 1094">2</td> <td data-bbox="507 1062 1374 1094">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1094 507 1136">3</td> <td data-bbox="507 1094 1374 1136">東海地震に関連する調査情報(臨時)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1136 507 1178">4</td> <td data-bbox="507 1136 1374 1178">碧南市に「震度4」以上の地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="409 1178 507 1220">(略)</td> <td data-bbox="507 1178 1374 1220">(略)</td> </tr> </table>	1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、大津波警報(注意報)、津波警報(注意報)、矢作川はん濫警戒情報	2	(略)	3	東海地震に関連する調査情報(臨時)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。	4	碧南市に「震度4」以上の地震が発生したとき。	(略)	(略)	<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 905 1584 1062">1</td> <td data-bbox="1584 905 2451 1062">碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、<u>大雪警報、土砂災害警戒情報</u>、大津波警報、津波警報、矢作川はん濫警戒情報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1062 1584 1094">2</td> <td data-bbox="1584 1062 2451 1094">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1094 1584 1136">3</td> <td data-bbox="1584 1094 2451 1136"><u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1136 1584 1178">4</td> <td data-bbox="1584 1136 2451 1178">碧南市に「震度4」以上を<u>観測した</u>地震が発生したとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1178 1584 1220">(略)</td> <td data-bbox="1584 1178 2451 1220">(略)</td> </tr> </table>	1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、 <u>大雪警報、土砂災害警戒情報</u> 、大津波警報、津波警報、矢作川はん濫警戒情報	2	(略)	3	<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u> の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。	4	碧南市に「震度4」以上を <u>観測した</u> 地震が発生したとき。	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、大津波警報(注意報)、津波警報(注意報)、矢作川はん濫警戒情報																						
2	(略)																						
3	東海地震に関連する調査情報(臨時)の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。																						
4	碧南市に「震度4」以上の地震が発生したとき。																						
(略)	(略)																						
1	碧南市を含む地域に次の警報のいずれかが発表され、その必要があると認められるとき。 大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風雪警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、 <u>大雪警報、土砂災害警戒情報</u> 、大津波警報、津波警報、矢作川はん濫警戒情報																						
2	(略)																						
3	<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u> の通知を受けたとき、又はその報道に接したとき。																						
4	碧南市に「震度4」以上を <u>観測した</u> 地震が発生したとき。																						
(略)	(略)																						
112	<p>イ 災害対策本部室</p> <p>本部は、原則として碧南市役所会議室1に設置するものとする。ただし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 本部長(市長)不在時における意思決定</p> <p>(略)</p>	<p>イ 災害対策本部室</p> <p><u>災害対策本部の設置場所は以下のとおりとする。しかし、何らかの理由により市役所に本部が設置できない場合は、碧南市文化会館内に本部を設置する。</u></p> <p><u>(ア) 第1次非常配備(警戒体制)の場合、会議室1に設置する。</u></p> <p><u>(イ) 第2次非常配備以上の場合、会議室4・5に設置する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 本部長(市長)不在時における意思決定</p> <p>(略)</p>																					
113	<p>イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。</p>	<p>イ 副本部長が本部長の職務を代理できない場合には、碧南市行政組織規則第22条の規定に準ずるものとする。</p>																					
114	<p>&lt;碧南市災害対策本部組織図&gt;</p> <p>図中：医療部(経営管理部長)</p>	<p>&lt;碧南市災害対策本部組織図&gt;</p> <p>図中：医療部(医事経営課長)</p> <p>(略)</p>																					

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
114	<p>(略)</p> <p>2 職員動員計画</p> <p>災害応急対策を円滑に実施するための必要な人員を把握し、動員配備するよう定めるものとする。ただし、東海地震注意情報の発表があった場合又は警戒宣言が発令された場合は地域防災計画(地震・津波災害対策計画)の定めるところによる。</p> <p>(1) 非常配備の基準</p> <p>[参照項目]</p> <p>碧南市地震時応急復旧計画2. 3. 1</p> <p>職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="507 779 1389 1822"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備準備体制</td> <td>                     1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。                      2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。                      3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき                      4 防災統轄監が必要と認められたとき。                 </td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)</td> <td>                     1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、土砂災害警戒情報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。                      2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。                      3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。                      4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき                      5 震度4の地震が発生したとき。                      6 市長が必要と認められたとき。                 </td> <td>(略)</td> <td>状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第1次非常配備準備体制	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 4 防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)	第1次非常配備警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、土砂災害警戒情報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 震度4の地震が発生したとき。 6 市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。	<p>2 職員動員計画</p> <p>災害応急対策を円滑に実施するための必要な人員を把握し、動員配備するよう定めるものとする。ただし、東海地震注意情報の発表があった場合又は警戒宣言が発令された場合は地域防災計画(地震・津波災害対策計画)の定めるところによる。</p> <p>(1) 非常配備の基準</p> <p>[参照項目]</p> <p>◆資料編(資料14-2)碧南市職員非常配備体制表</p> <p>職員の非常配備体制は、次の基準により行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1584 737 2466 1766"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備時期</th> <th>配備内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次非常配備準備体制</td> <td>                     1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。                      (1) 大雨注意報                      (2) 洪水注意報                      (3) 高潮注意報                      (4) 津波注意報                      2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。                      3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき                      4 その他防災統轄監が必要と認められたとき。                 </td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)</td> <td>                     1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。                      (1) 大雨警報                      (2) 暴風警報                      (3) 洪水警報                      (4) 高潮警報                      (5) 暴風雪警報                      (6) 大雪警報                      (7) 土砂災害警戒情報                      2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。                      3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき                      4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。                      5 その他市長が必要と認められたとき。                 </td> <td>(略)</td> <td>状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備時期	配備内容	摘要	第1次非常配備準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 4 その他防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)	第1次非常配備警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 5 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。	(表記の整理)
種別	配備時期	配備内容	摘要																								
第1次非常配備準備体制	1 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、津波注意報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 4 防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)																								
第1次非常配備警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、土砂災害警戒情報、津波警報(大津波)、矢作川洪水警報が発令されたとき。 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 東海地震に関連する調査情報(臨時)が通知されたとき。又はその報道に接したとき。 4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 5 震度4の地震が発生したとき。 6 市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は、伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。																								
種別	配備時期	配備内容	摘要																								
第1次非常配備準備体制	1 次の注意報の一以上が碧南市を含む地域に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 津波注意報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降りはじめたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき 4 その他防災統轄監が必要と認められたとき。	(略)	(略)																								
第1次非常配備警戒体制 (※必要に応じて災害対策本部設置)	1 次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生の危険性がある場合。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 (6) 大雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 10分間雨量5mm又は時間雨量10mm程度の強雨が降り続くとき、またはそのおそれがあるとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 碧南市において震度4を観測した地震が発生したとき。 5 その他市長が必要と認められたとき。	(略)	状況により災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は、災害対策本部の要請により参集し活動に当たる。																								
115																											

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																
115	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 342 617 867">第2次 非常配備</td> <td data-bbox="617 342 964 867">                     1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。                       2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。                      3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき                      4 市長が必要と認めたとき。                 </td> <td data-bbox="964 342 1136 867">(略)</td> <td data-bbox="1136 342 1389 867">災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 867 617 1218">第3次 非常配備</td> <td data-bbox="617 867 964 1218">                     1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。                      2 震度6弱以上の地震が発生したとき。                      3 東海地震注意情報が発表されたとき。                      4 警戒宣言が発せられたとき                 </td> <td data-bbox="964 867 1136 1218">(略)</td> <td data-bbox="1136 867 1389 1218">災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。  2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 市長が必要と認めたとき。	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。	第3次 非常配備	1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 東海地震注意情報が発表されたとき。 4 警戒宣言が発せられたとき	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1584 342 1694 926">第2次 非常配備</td> <td data-bbox="1694 342 2041 926">                     1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。                      2 <u>次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生危険性がある場合。</u>                      (1) 大雨特別警報                      (2) 暴風特別警報                      (3) 高潮特別警報                      (4) 波浪特別警報                      (5) 暴風雪特別警報                      (6) 大雪特別警報                      (7) 矢作川氾濫警戒情報                      3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき                      4 <u>碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。</u>                      5 <u>その他市長が必要と認めたとき。</u> </td> <td data-bbox="2041 342 2214 926">(略)</td> <td data-bbox="2214 342 2466 926">災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 926 1694 1255">第3次 非常配備</td> <td data-bbox="1694 926 2041 1255">                     1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。                      2 <u>碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。</u>                      3 <u>「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発令されたとき</u> </td> <td data-bbox="2041 926 2214 1255">(略)</td> <td data-bbox="2214 926 2466 1255">災害対策本部を設置する。<u>消防団員(消防予備隊員を含む)は伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合は、災害対策本部の要請により活動に当たる。</u></td> </tr> </table> <p><u>※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関する情報)の発表は行わない。</u></p>	第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 <u>次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生危険性がある場合。</u> (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 (7) 矢作川氾濫警戒情報 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 <u>碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。</u> 5 <u>その他市長が必要と認めたとき。</u>	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。	第3次 非常配備	1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 <u>碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。</u> 3 <u>「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発令されたとき</u>	(略)	災害対策本部を設置する。 <u>消防団員(消防予備隊員を含む)は伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合は、災害対策本部の要請により活動に当たる。</u>	(表記の整理)
第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。  2 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 市長が必要と認めたとき。	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。																
第3次 非常配備	1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 東海地震注意情報が発表されたとき。 4 警戒宣言が発せられたとき	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。																
第2次 非常配備	1 第1次非常配備警戒体制のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 2 <u>次の警報の一以上が碧南市を含む地域に発表され、本市において災害発生危険性がある場合。</u> (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 高潮特別警報 (4) 波浪特別警報 (5) 暴風雪特別警報 (6) 大雪特別警報 (7) 矢作川氾濫警戒情報 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき 4 <u>碧南市において震度5弱又は震度5強を観測した地震が発生したとき。</u> 5 <u>その他市長が必要と認めたとき。</u>	(略)	災害対策本部を設置する。消防団員(消防予備隊員を含む)は各消防会館に自動参集し、災害対策本部の要請により活動に当たる。																
第3次 非常配備	1 県下の全域又は市内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れのあるとき。 2 <u>碧南市に震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。</u> 3 <u>「伊勢・三河湾」に津波警報又は大津波警報が発令されたとき</u>	(略)	災害対策本部を設置する。 <u>消防団員(消防予備隊員を含む)は伊勢・三河湾に「津波警報」以上の警報が発令された場合に各消防会館に自動参集し、水門等の閉鎖に当たる。それ以外の場合は、災害対策本部の要請により活動に当たる。</u>																
117	<p>第2節 職員の派遣要請 (略)</p> <p>4 被災市町村への職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>第2節 職員の派遣要請 (略)</p> <p>4 被災市町村への職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	1. 県の地域防災計画の修正の反映																
117	<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置</p>	<p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>1 県における措置</p>	1. 県の地域防災計画の修正の																

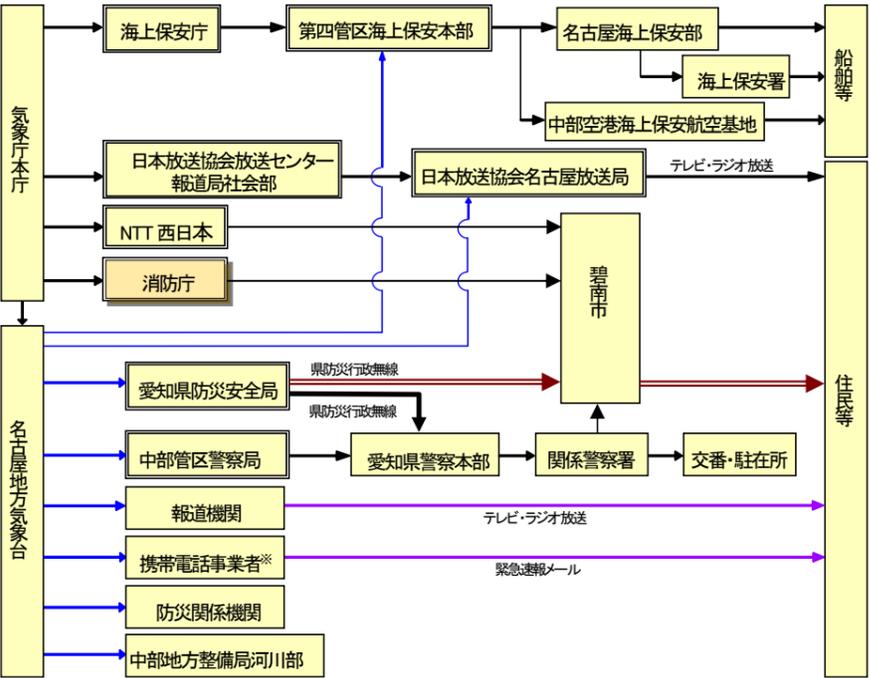
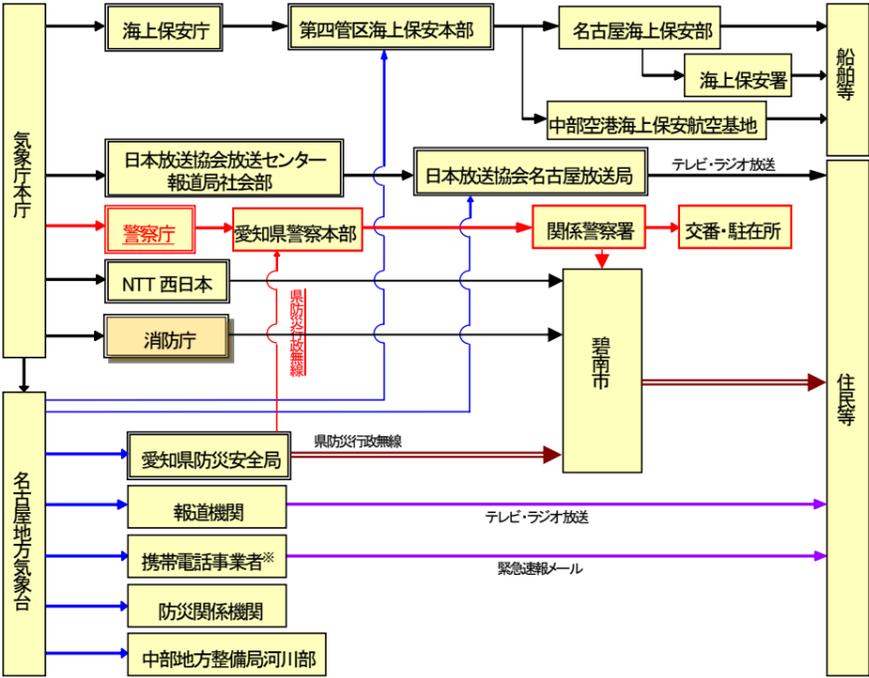
碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																																													
117	<p>(1) 災害救助法の適用 知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市(救助実施市を除く。以下この節において同じ。)の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</p>	<p>(1) 災害救助法の適用 知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市(救助実施市を除く。以下この節において同じ。)の区域について、災害救助法を適用する。 <u>なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u></p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。 <u>また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。</u></p>	<p>反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第23条の3第1項関係)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第23条の3第1項関係)</p>																																																													
118	<p>(3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="433 1312 1314 1801"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市(県が委任)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td colspan="2">(追加)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>食品の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>飲料水の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市(県が委任)		(追加)	(追加)		応急仮設住宅の設置	(略)		食品の給与			飲料水の給与			被服、寝具の給与			医療、助産			被災者の救出			<p>(3) 市町村への委任 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。なお、委任は災害救助法が適用された都度、市に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1510 1312 2392 1850"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類 <u>(市担当部署)</u></th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の<u>供与(避難所班)</u></td> <td colspan="2">市(県が委任)</td> </tr> <tr> <td><u>要配慮者の輸送(調達班)</u></td> <td colspan="2"><u>市(県が委任)</u></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置 <u>(住宅建築班)</u></td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>食品の給与 <u>(供給班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>飲料水の<u>供給(水道班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被服、寝具の給与 <u>(供給班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>医療、助産 <u>(第1医療班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>被災者の救出 <u>(本部班)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理 <u>(住宅建築)</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類 <u>(市担当部署)</u>	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の <u>供与(避難所班)</u>	市(県が委任)		<u>要配慮者の輸送(調達班)</u>	<u>市(県が委任)</u>		応急仮設住宅の設置 <u>(住宅建築班)</u>	(略)		食品の給与 <u>(供給班)</u>			飲料水の <u>供給(水道班)</u>			被服、寝具の給与 <u>(供給班)</u>			医療、助産 <u>(第1医療班)</u>			被災者の救出 <u>(本部班)</u>			住宅の応急修理 <u>(住宅建築)</u>			<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
救助の種類	実施者																																																															
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																														
避難所の設置	市(県が委任)																																																															
(追加)	(追加)																																																															
応急仮設住宅の設置	(略)																																																															
食品の給与																																																																
飲料水の給与																																																																
被服、寝具の給与																																																																
医療、助産																																																																
被災者の救出																																																																
救助の種類 <u>(市担当部署)</u>	実施者																																																															
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																														
避難所の <u>供与(避難所班)</u>	市(県が委任)																																																															
<u>要配慮者の輸送(調達班)</u>	<u>市(県が委任)</u>																																																															
応急仮設住宅の設置 <u>(住宅建築班)</u>	(略)																																																															
食品の給与 <u>(供給班)</u>																																																																
飲料水の <u>供給(水道班)</u>																																																																
被服、寝具の給与 <u>(供給班)</u>																																																																
医療、助産 <u>(第1医療班)</u>																																																																
被災者の救出 <u>(本部班)</u>																																																																
住宅の応急修理 <u>(住宅建築)</u>																																																																

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																		
118	<table border="1"> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等 児童生徒分</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>埋葬</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	住宅の応急修理			学用品の給与	(略)		市町村立小・中学校等 児童生徒分	(略)	埋葬			死体の捜索及び処理			住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去	(略)		<table border="1"> <tr> <td><u>班)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等 児童生徒分 <u>(学校教育 班)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>埋葬 <u>(市民班)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>死体の捜索及び処理 <u>(市民 班)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去 <u>(土木施 設管理班)</u></td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	<u>班)</u>			学用品の給与	(略)		市町村立小・中学校等 児童生徒分 <u>(学校教育 班)</u>	(略)	埋葬 <u>(市民班)</u>			死体の捜索及び処理 <u>(市民 班)</u>			住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去 <u>(土木施 設管理班)</u>	(略)		
住宅の応急修理																																					
学用品の給与	(略)																																				
市町村立小・中学校等 児童生徒分																																					
(略)																																					
埋葬																																					
死体の捜索及び処理																																					
住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去	(略)																																				
<u>班)</u>																																					
学用品の給与	(略)																																				
市町村立小・中学校等 児童生徒分 <u>(学校教育 班)</u>																																					
(略)																																					
埋葬 <u>(市民班)</u>																																					
死体の捜索及び処理 <u>(市民 班)</u>																																					
住居又はその周辺の土石 等の障害物の除去 <u>(土木施 設管理班)</u>	(略)																																				
120	<p style="text-align: center;"><b>第2章 避難行動</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 避難行動</b></p>																																			
120	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略) 2 津波警報等情報の伝達</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署</td> <td>1 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波警報等の伝達	(略)	(略) 2 津波警報等情報の伝達	第3節 住民等の避難誘導	(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署	1 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>(略)</td> <td>(略) 2 <u>津波警報等の発表及び情報</u>の伝達</td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導等</td> <td>(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、<u>こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)</u>、消防署、<u>警察署</u></td> <td>1 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第1節 津波警報等の伝達	(略)	(略) 2 <u>津波警報等の発表及び情報</u> の伝達	第3節 住民等の避難誘導等	(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、 <u>こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)</u> 、消防署、 <u>警察署</u>	1 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映  (表記の整理)  2. 碧南市各局における活動の反映等  (表記の整理)</p>																
区 分	機関名	主 な 措 置																																			
第1節 津波警報等の伝達	(略)	(略) 2 津波警報等情報の伝達																																			
第3節 住民等の避難誘導	(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、消防署	1 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援																																			
区 分	機関名	主 な 措 置																																			
第1節 津波警報等の伝達	(略)	(略) 2 <u>津波警報等の発表及び情報</u> の伝達																																			
第3節 住民等の避難誘導等	(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、 <u>こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、第1医療班(健康課)</u> 、消防署、 <u>警察署</u>	1 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援																																			
120	<p><b>第1節 津波警報等の伝達</b> 1 市における措置 (略)</p>	<p><b>第1節 津波警報等の伝達</b> 1 市における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
121	<p>(4) 沿岸における津波の自衛措置</p> <p>沿岸においては、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	<p>(4) 沿岸における津波の自衛措置</p> <p>沿岸においては、強い地震(震度4程度以上)に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <b>津波警報等</b>の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	(表記の整理)
122	<p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>津波警報等の伝達系統図</p>  <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>2 津波警報等情報の伝達</p> <p>(1) 津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>津波警報等の伝達系統図</p>  <p>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p> <p>注) 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
<p>123</p> <p>123</p> <p>124</p>	<p><b>第2節 避難の指示</b></p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 避難指示等</p> <p>津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに<u>避難指示(緊急)</u>を行うなど、速やかに<u>的確な避難指示(緊急)</u>等を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示(緊急)</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示(緊急)</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p><u>避難指示(緊急)</u>の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p> <p>イ 地震に伴うその他の災害</p> <p>地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示</u>する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合</u>において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>避難の勧告・指示の内容</u></p> <p>市長等<u>避難の勧告・指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) <u>避難勧告又は避難指示(緊急)</u>の理由</p> <p>(5) その他の必要な事項</p> <p>4 避難の措置と周知</p> <p><u>避難の勧告若しくは指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対し</p>	<p><b>第2節 避難の指示</b></p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 避難指示等</p> <p>津波警報等を覚知した場合、市長は直ちに<u>避難指示</u>を行うなど、速やかに<u>的確な避難情報</u>を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難情報</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難情報</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</p> <p><u>避難指示</u>の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p> <p>イ 地震に伴うその他の災害</p> <p>地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示</u>する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市長は、<u>避難のための立退き</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>避難の指示</u>の内容</p> <p>市長等<u>避難の指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域</p> <p>(2) 避難先</p> <p>(3) 避難経路</p> <p>(4) <u>避難指示</u>の理由</p> <p>(5) その他の必要な事項</p> <p>4 避難の措置と周知</p> <p><u>避難の指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡すると</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p> <p>(改正後の災害</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
124	て連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。 (1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の勧告・指示</u> 等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ (略) ウ <u>避難の勧告・指示</u> は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。	ともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。 (1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の指示</u> 等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ (略) ウ <u>避難の指示</u> は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。	対策基本法第60条第1項関係																								
124	<b>第3節 住民等の避難誘導</b> 1 住民等の避難誘導	<b>第3節 住民等の避難誘導等</b> 1 住民等の避難誘導 <u>等</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映  (表記の整理)																								
126	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>																									
126	主な機関の措置	主な機関の措置																									
127	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、情報・調整班(秘書情報課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)</td> <td>(略) 6 県に対する被害状況の報告</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市) 本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、情報・調整班(秘書情報課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)	(略) 6 県に対する被害状況の報告	第2節 通信手段の確保	(市) 本部班(防災課)	(略)	第3節 広報・広聴	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 被害状況等の収集・伝達</td> <td>(市) 本部班(防災課)、<u>情報・調整班(秘書情報課)</u>、<u>広報班(経営企画課)</u>、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) <u>始め全課</u></td> <td>(略) 6 県に対する被害状況の報告</td> </tr> <tr> <td>第2節 通信手段の確保</td> <td>(市) 本部班(防災課)、<u>広報班(経営企画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 広報・広聴</td> <td>(市) 広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) <u>始め全課</u>	(略) 6 県に対する被害状況の報告	第2節 通信手段の確保	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)	第3節 広報・広聴	(市) 広報班(経営企画課)	(略)	2. 碧南市各部署における活動の反映等  (表記の整理)
区分	機関名	主な措置																									
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、情報・調整班(秘書情報課)、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)	(略) 6 県に対する被害状況の報告																									
第2節 通信手段の確保	(市) 本部班(防災課)	(略)																									
第3節 広報・広聴	(市) 本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 被害状況等の収集・伝達	(市) 本部班(防災課)、 <u>情報・調整班(秘書情報課)</u> 、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、地域班(地域協働課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課) <u>始め全課</u>	(略) 6 県に対する被害状況の報告																									
第2節 通信手段の確保	(市) 本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u>	(略)																									
第3節 広報・広聴	(市) 広報班(経営企画課)	(略)																									
127	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	1. 県の地域防																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
127	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 被害情報の収集 (略)</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況, 対策本部設置状況, 応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難勧告</u>等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集 (略)</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア (略)</p> <p>また、一定規模以上の災害(即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 被害情報の収集 (略)</p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況, 対策本部設置状況, 応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、<u>避難情報</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(3) 行方不明者の情報収集 (略)</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア (略)</p> <p>また、一定規模以上の災害(即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p>	<p>災計画の修正の反映</p> <p>(表記の整理) (改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>
128	<p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。 <u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統 (略)</p> <p>(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 図中：<u>情報渉外班</u>・調整班</p>	<p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>2 被害状況等の収集、伝達系統 (略)</p> <p>(1) 市の被害状況等の収集、伝達系統は次のとおりである。 図中：<u>情報</u>・調整班 <u>広報班</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
131	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>第2節 通信手段の確保</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
131	<p>(5)非常通信 (略) ア 非常通信の通信内容 (ア)～(キ) (略) (ク)中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。 (略)</p>	<p>(5)非常通信 (略) ア 非常通信の通信内容 (ア)～(キ) (略) (ク)中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、<b>特定災害対策本部</b>、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。 (略)</p>	<p>(改正後の災害対策基本法第23条の3第1項関係)</p>												
133	<p><b>第3節 広報</b> 1 広報活動 (略) (1) 広報内容 ア 災害発生直後の広報 (略) エ 避難に関する情報(避難場所、<u>避難勧告</u>、指示等) (略) (2) 広報活動の実施方法 (略)</p>	<p><b>第3節 広報</b> 1 広報活動 (略) (1) 広報内容 ア 災害発生直後の広報 (略) エ 避難に関する情報(避難場所、<u>避難指示</u>等) (略) (2) 広報活動の実施方法 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>												
134	<p>※上記広報活動を実施するため、庁有車のうち放送設備を常備した庁有車は、<u>情報渉外班</u>の指示により広報活動に従事させるようにする。 (3) 記録写真の作成 被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。なお各班で撮影した写真はすべて<u>情報渉外班</u>へ提出するようにする。</p>	<p>※上記広報活動を実施するため、庁有車のうち放送設備を常備した庁有車は、<u>広報班</u>の指示により広報活動に従事させるようにする。 (3) 記録写真の作成 被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。なお各班で撮影した写真はすべて<u>広報班</u>へ提出するようにする。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>												
135	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p>	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b></p>													
135	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1738 1344 1787"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1738 2424 1787"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置				<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>
区分	機関名	主な措置													
区分	機関名	主な措置													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																										
135 136	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 342 593 447">第1節 応援協力</td> <td data-bbox="593 342 884 447">(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、会計班(会計課)</td> <td data-bbox="884 342 1344 447">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 447 593 527">(略)</td> <td data-bbox="593 447 884 527">(略)</td> <td data-bbox="884 447 1344 527">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 527 593 621">第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td data-bbox="593 527 884 621">(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)</td> <td data-bbox="884 527 1344 621">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 621 593 709">第4節 ボランティアの受入れ</td> <td data-bbox="593 621 884 709">(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会</td> <td data-bbox="884 621 1344 709">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 709 593 779">第5節 労務計画</td> <td data-bbox="593 709 884 779">(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td data-bbox="884 709 1344 779">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 779 593 873">第6節 防災活動拠点の確保</td> <td data-bbox="593 779 884 873">(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td data-bbox="884 779 1344 873">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 873 593 1094">第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td data-bbox="593 873 884 1094">(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課)</td> <td data-bbox="884 873 1344 1094">(略)</td> </tr> </table>	第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、会計班(会計課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)	(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	(略)	第5節 労務計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第6節 防災活動拠点の確保	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 342 1676 447">第1節 応援協力</td> <td data-bbox="1676 342 1967 447">(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、<u>調達班(行政課)</u>、会計班(会計課)</td> <td data-bbox="1967 342 2427 447">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 447 1676 527">(略)</td> <td data-bbox="1676 447 1967 527">(略)</td> <td data-bbox="1967 447 2427 527">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 527 1676 621">第3節 自衛隊の災害派遣</td> <td data-bbox="1676 527 1967 621">(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td data-bbox="1967 527 2427 621">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 621 1676 709">第4節 ボランティアの受入れ</td> <td data-bbox="1676 621 1967 709">(市)地域班(地域協働課)、社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1967 621 2427 709">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 709 1676 779">第5節 労務計画</td> <td data-bbox="1676 709 1967 779">(市)情報・調整班(秘書情報課)</td> <td data-bbox="1967 709 2427 779">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 779 1676 898">第6節 防災活動拠点の確保</td> <td data-bbox="1676 779 1967 898">(市)情報・調整班(秘書情報課)、<u>土木施設管理班(都市整備課)</u>、<u>社会教育班(スポーツ課)</u></td> <td data-bbox="1967 779 2427 898">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 898 1676 1119">第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</td> <td data-bbox="1676 898 1967 1119">(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、<u>供給班(商工課)</u>、<u>調達班(行政課、資産活用課)</u> <u>消防署</u></td> <td data-bbox="1967 898 2427 1119">(略)</td> </tr> </table>	第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>調達班(行政課)</u> 、会計班(会計課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第4節 ボランティアの受入れ	(市)地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	(略)	第5節 労務計画	(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)	第6節 防災活動拠点の確保	(市)情報・調整班(秘書情報課)、 <u>土木施設管理班(都市整備課)</u> 、 <u>社会教育班(スポーツ課)</u>	(略)	第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>調達班(行政課、資産活用課)</u> <u>消防署</u>	(略)	(表記の整理)
第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、会計班(会計課)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、広報班(経営企画課)	(略)																																											
第4節 ボランティアの受入れ	(市)本部班(防災課)、地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	(略)																																											
第5節 労務計画	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																											
第6節 防災活動拠点の確保	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																											
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、調達班(行政課、資産活用課)	(略)																																											
第1節 応援協力	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>調達班(行政課)</u> 、会計班(会計課)	(略)																																											
(略)	(略)	(略)																																											
第3節 自衛隊の災害派遣	(市)本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																											
第4節 ボランティアの受入れ	(市)地域班(地域協働課)、社会福祉協議会	(略)																																											
第5節 労務計画	(市)情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																											
第6節 防災活動拠点の確保	(市)情報・調整班(秘書情報課)、 <u>土木施設管理班(都市整備課)</u> 、 <u>社会教育班(スポーツ課)</u>	(略)																																											
第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	(市)本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、第1医療班(健康課)、情報・調整班(秘書情報課)、 <u>供給班(商工課)</u> 、 <u>調達班(行政課、資産活用課)</u> <u>消防署</u>	(略)																																											
136	<p><b>第1節 応援協力</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第68条)</p> <p>市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施等を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第67条)</p> <p>市長は、災害応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。(略)</p>	<p><b>第1節 応援協力</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等(災害対策基本法第68条)</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施等を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求(災害対策基本法第67条)</p> <p>市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第68条関係)</p> <p>(改正後の災害対策基本法第67条第1項関係)</p>																																										
137	<p><b>第2節 応援部隊等による広域応援等</b></p> <p>1 市及び消防署の措置(緊急消防援助隊等)</p>	<p><b>第2節 応援部隊等による広域応援等</b></p> <p>1 市及び消防署の措置(緊急消防援助隊等)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動</p>																																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
137	<p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請  <u>ア 市長又は消防署長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</u>  <u>イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。</u>  <u>ウ 消防署庁舎又は活動拠点において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</u></p>	<p>(1) 緊急消防援助隊等の応援要請  <u>ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、衣浦東部広域連合を通じ、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。</u>  <u>イ 応援活動部隊の進出拠点及び宿営場所を確保する。</u>  <u>(削除)</u></p>	<p>の反映等 (表記の整理)</p>																		
145	<p>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援                      1 市における措置                      (略)</p>	<p>第7節 南海トラフ地震の発生時における広域受援                      1 市における措置                      (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																		
146	<p>(5) 燃料供給                      災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>	<p>(5) 燃料・電気・ガスの供給                      災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>	<p>(協定の締結に伴う修正等)</p>																		
147	<p>第5章 救出・救助対策</p>	<p>第5章 救出・救助対策</p>																			
147	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1289 1359 1642"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 救出・救助活動	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1289 2439 1642"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 救出・救助活動</td> <td>(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) <del>消防署</del> <del>消防団</del> <del>県警察</del> <del>自主防災会</del> <del>災害発生事業所</del></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 救出・救助活動	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) <del>消防署</del> <del>消防団</del> <del>県警察</del> <del>自主防災会</del> <del>災害発生事業所</del>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 救出・救助活動	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) 消防署、消防団、 県警察、自主防災会 災害発生事業所	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 救出・救助活動	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課) <del>消防署</del> <del>消防団</del> <del>県警察</del> <del>自主防災会</del> <del>災害発生事業所</del>	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
148	<p>第1節 救出・救助活動                      1 市及び消防署における措置                      (略)</p>	<p>第1節 救出・救助活動                      1 市及び消防署における措置                      (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																																	
148	(3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防署長は衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う。	(3) 広域的な消防部隊の応援要請 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、衣浦東部広域連合を通じ、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」並びに「西三河地区消防相互応援協定」の定めるところにより消防相互応援を行う。	(表記の整理)																																																	
148	<b>第2節 海上における避難救出活動</b>	<b>第2節 海上における避難救出活動</b>	1. 県の地域防災計画の修正の反映  (改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)																																																	
150	1 第四管区海上保安本部における措置 (略)	1 第四管区海上保安本部における措置 (略)																																																		
150	(5) 救難対策 ア (略) イ 避難の勧告・指示等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。 (略)	(5) 救難対策 ア (略) イ <b>避難情報</b> が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。 (略)																																																		
158	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	1. 県の地域防災計画の修正の反映  (令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため)																																																	
158	基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 (略)	基本方針 ○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤、災害拠点病院、 <b>災害拠点精神科病院</b> 、国立病院機構の病院、県立病院、県等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。 (略)																																																		
	主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 (追加)</td> <td>○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 (追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名		発災	3日	1週間	復旧対応期	県	(略)				碧南市、消防署	(略)				碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 (追加)	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 (追加)				(略)	(略)				主な機関の応急活動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市、消防署</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 <b>災害拠点精神科病院</b></td> <td>○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 <b>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</b></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	(略)				碧南市、消防署	(略)				碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 <b>災害拠点精神科病院</b>	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 <b>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</b>				(略)	(略)		
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																
県	(略)																																																			
碧南市、消防署	(略)																																																			
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 (追加)	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 (追加)																																																			
(略)	(略)																																																			
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																
県	(略)																																																			
碧南市、消防署	(略)																																																			
碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会 災害拠点病院 <b>災害拠点精神科病院</b>	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 <b>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</b>																																																			
(略)	(略)																																																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																
159	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 432 1391 852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 医療救護</td> <td>(市)第1医療班(健康課)、市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>2 重傷患者等の受入れ・広域搬送</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td>3 地域内搬送・病院支援・現場活動</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td>4 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>5 災害救助法の適用</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課)、市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送	(追加)	(追加)	DMAT指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動	碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施	(市)本部班(防災課)	5 災害救助法の適用	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 432 2472 852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">第1節 医療救護</td> <td>(市)第1医療班(健康課)、<u>第2医療班</u>(市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会</td> <td>1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院</td> <td>2 重傷患者等の受入れ・広域搬送</td> </tr> <tr> <td><u>災害拠点精神科病院</u></td> <td><u>3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</u></td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td><u>4</u> 地域内搬送・病院支援・現場活動</td> </tr> <tr> <td>碧南市赤十字奉仕団</td> <td><u>5</u> 医療救護活動の実施</td> </tr> <tr> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td><u>6</u> 災害救助法の適用</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課)、 <u>第2医療班</u> (市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送	<u>災害拠点精神科病院</u>	<u>3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</u>	DMAT指定医療機関	<u>4</u> 地域内搬送・病院支援・現場活動	碧南市赤十字奉仕団	<u>5</u> 医療救護活動の実施	(市)本部班(防災課)	<u>6</u> 災害救助法の適用	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課)、市民病院 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																	
	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送																																	
	(追加)	(追加)																																	
	DMAT指定医療機関	3 地域内搬送・病院支援・現場活動																																	
	碧南市赤十字奉仕団	4 医療救護活動の実施																																	
	(市)本部班(防災課)	5 災害救助法の適用																																	
	区分	機関名	主な措置																																
第1節 医療救護	(市)第1医療班(健康課)、 <u>第2医療班</u> (市民病院) 消防署 碧南市医師会 碧南歯科医師会 碧南市薬剤師会	1(1) 医療救護所の設置及び医療救護班の編成 1(2) 医療救護班の活動 1(3) 救急搬送の実施 1(4) 医薬品その他衛生材料の確保 1(5) 血液製剤の確保 1(6) 医薬品等の適正使用に関する活動																																	
	災害拠点病院	2 重傷患者等の受入れ・広域搬送																																	
	<u>災害拠点精神科病院</u>	<u>3 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</u>																																	
	DMAT指定医療機関	<u>4</u> 地域内搬送・病院支援・現場活動																																	
	碧南市赤十字奉仕団	<u>5</u> 医療救護活動の実施																																	
	(市)本部班(防災課)	<u>6</u> 災害救助法の適用																																	
	159	<p>第1節 医療救護 (略)</p>	<p>第1節 医療救護 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																															
161	<p>2 災害拠点病院における措置 (略) (追加)</p> <p><u>3</u> 災害派遣医療チーム(以下、DMAT)指定医療機関における措置 (略)</p> <p><u>4</u> 碧南市赤十字奉仕団における措置 (略)</p> <p><u>5</u> 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>2 災害拠点病院における措置 (略)</p> <p><u>3</u> <u>災害拠点精神科病院における措置</u> <u>災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。</u></p> <p><u>4</u> 災害派遣医療チーム(以下、DMAT)指定医療機関における措置 (略)</p> <p><u>5</u> 碧南市赤十字奉仕団における措置 (略)</p> <p><u>6</u> 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>(令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため)</p>																																
162	<p>第2節 防疫・保健衛生 (略)</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生 (略)</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																
163	<p>(4) 栄養指導等 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p>	<p>(4) 栄養指導等 <u>ア</u> 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p>	<p>(令和2年3月24日に公益社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したため)</p>																																

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
163	<p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 健康支援と心のケア</p> <p>ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動 (略)</p> <p>イ 長期避難者等への健康支援</p> <p>(ア) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。</p> <p>(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。</p>	<p><u>イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 健康支援と心のケア</p> <p>ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動 (略)</p> <p>イ 長期避難者等への健康支援</p> <p>(ア) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。</p> <p>(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症等の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。</p>	<p>め)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																														
166	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</p>																															
167	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1287 1359 1751"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1 (3) 緊急災害派遣隊による活動支援 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td>港湾漁港管理者(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1 (3) 緊急災害派遣隊による活動支援 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 (略)	第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 第四管区海上保安本部	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 1287 2442 1751"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 道路施設対策</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社</td> <td>1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 <u>(削除)</u> 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 (略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港施設対策</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、<u>農水班(農業水産課)</u> 港湾漁港管理者 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 <u>(削除)</u> 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 (略)	第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 <u>農水班(農業水産課)</u> 港湾漁港管理者 第四管区海上保安本部	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 道路施設対策	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1 (3) 緊急災害派遣隊による活動支援 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 (略)																															
第3節 港湾・漁港施設対策	港湾漁港管理者(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課) 第四管区海上保安本部	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 道路施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課) 中部地方整備局 愛知県道路公社	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 <u>(削除)</u> 1 (3) 二次災害防止のための交通規制 (略)																															
第3節 港湾・漁港施設対策	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 <u>農水班(農業水産課)</u> 港湾漁港管理者 第四管区海上保安本部	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
167	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 344 575 554">第5節 緊急輸送手段 の確保</td> <td data-bbox="575 344 825 554">(市)本部班(防災課)、調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等)中部運輸局</td> <td data-bbox="825 344 1359 554">(略)</td> </tr> </table>	第5節 緊急輸送手段 の確保	(市)本部班(防災課)、調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等)中部運輸局	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1484 344 1656 554">第5節 緊急輸送手段 の確保</td> <td data-bbox="1656 344 1905 554">(市)調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等)中部運輸局</td> <td data-bbox="1905 344 2439 554">(略)</td> </tr> </table>	第5節 緊急輸送手段 の確保	(市)調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等)中部運輸局	(略)													
第5節 緊急輸送手段 の確保	(市)本部班(防災課)、調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等)中部運輸局	(略)																			
第5節 緊急輸送手段 の確保	(市)調達班(行政課、資産活用課)、輸送機関(鉄軌道事業者、自動車運送事業者等)中部運輸局	(略)																			
176	<p><b>第3節 港湾・漁港施設対策</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	<p><b>第3節 港湾・漁港施設対策</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 応急復旧活動 (略)</p> <p>(2) 輸送機能の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、臨港道路の管理者に連絡し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うよう依頼する。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																		
182	<p><b>第9章 浸水・津波対策</b></p>	<p><b>第9章 浸水・津波対策</b></p>																			
182	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)</td> <td>1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示(緊急)の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 浸水対策	(略)	(略)	第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示(緊急)の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 浸水対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 津波対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</td> <td>1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 浸水対策	(略)	(略)	第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 浸水対策	(略)	(略)																			
第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難指示(緊急)の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 浸水対策	(略)	(略)																			
第2節 津波対策	(市)本部班(防災課)、広報班(経営企画課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	1 (1) 情報の伝達等 1 (2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等 (略)																			
183	<p><b>第2節 津波対策</b></p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 避難指示(緊急)等の発令、海岸線の監視、巡回等</p> <p>ア (略)</p>	<p><b>第2節 津波対策</b></p> <p>1 市における措置 (略)</p> <p>(2) 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等</p> <p>ア (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害</p>																		

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
184	<p>イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市の防災行政無線（同報系無線）、広報車、へきなん防災メール等により避難指示（緊急）等を発令するとともに、避難所の開設を行う。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(3) 津波の自衛措置</p> <p>津波は、場合によっては注意報・警報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、(1)の情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	<p>イ 市は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、市の防災行政無線（同報系無線）、広報車、へきなん防災メール等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。</p> <p>ウ （略）</p> <p>(3) 津波の自衛措置</p> <p>津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、(1)の情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	<p>対策基本法第60条第1項関係</p> <p>(表記の整理)</p>																														
185	<p align="center"><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	<p align="center"><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>																															
185	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1201 1359 1501"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 要配慮者対策	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1201 2439 1501"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者対策</td> <td>(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 要配慮者対策	(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)	<p>2. 碧南市各局における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>												
区分	機関名	主な措置																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 要配慮者対策	(市) 本部班(防災課)、福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
(略)	(略)	(略)																															
第2節 要配慮者対策	(市) 福祉班(福祉課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、第1医療班(健康課)、地域班(地域協働課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
189	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するもの</p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するもの</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(「令和元年台風第19号等を踏ま</p>																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
189  190	<p>とする。 <u>(追加)</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア (略) イ <u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u></p> <p>ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	<p>とする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア (略) イ <u>一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の多言語情報等共通ツール等の活用</u></p> <p>ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報<u>及び外国人相談対応等における通訳翻訳支援</u>の活用 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</p>	<p>えた高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)」(R2.12)を踏まえた修正)</p> <p><b>2. 碧南市各局における活動の反映等</b>  (表記の整理)</p>																								
192	<p align="center"><b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p>	<p align="center"><b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p>																									
192	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1287 1359 1520"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>(市)本部班(防災課)、水道班(水道課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需物資の供給</td> <td>(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 給水	(市)本部班(防災課)、水道班(水道課)	(略)	第2節 食品の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)	第3節 生活必需物資の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1287 2439 1520"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>(市)水道班(水道課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 食品の供給</td> <td>(市)供給班(商工課) <u>社会福祉協議会</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 生活必需物資の供給</td> <td>(市)供給班(商工課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 給水	(市)水道班(水道課)	(略)	第2節 食品の供給	(市)供給班(商工課) <u>社会福祉協議会</u>	(略)	第3節 生活必需物資の供給	(市)供給班(商工課)	(略)	<p><b>2. 碧南市各局における活動の反映等</b>  (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 給水	(市)本部班(防災課)、水道班(水道課)	(略)																									
第2節 食品の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)																									
第3節 生活必需物資の供給	(市)本部班(防災課)、供給班(商工課)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 給水	(市)水道班(水道課)	(略)																									
第2節 食品の供給	(市)供給班(商工課) <u>社会福祉協議会</u>	(略)																									
第3節 生活必需物資の供給	(市)供給班(商工課)	(略)																									
195	<p><b>第2節 食品の供給</b> 1 市における措置 (略) (4) 米穀の原料調達 ア (略) イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、</p>	<p><b>第2節 食品の供給</b> 1 市における措置 (略) (4) 米穀の原料調達 ア (略) イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、</p>	<p><b>1. 県の地域防災計画の修正の反映</b>  (要領の一部改正に伴う修正)</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
196	<p>県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</p> <p>(略)</p>																									
199	<p align="center"><b>第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</b></p>	<p align="center"><b>第12章 環境汚染防止及び地域安全対策</b></p>																									
199	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 764 1359 982"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、 県警察 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 県警察 第四管区海上保安本部	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 764 2442 995"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 地域安全対策</td> <td>(市)本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u>、 <u>地域班(地域協働課)</u> 県警察 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 県警察 第四管区海上保安本部	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>						
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 県警察 第四管区海上保安本部	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
(略)	(略)	(略)																									
第2節 地域安全対策	(市)本部班(防災課)、 <u>広報班(経営企画課)</u> 、 <u>地域班(地域協働課)</u> 県警察 第四管区海上保安本部	(略)																									
201	<p align="center"><b>第13章 遺体の取扱い</b></p>	<p align="center"><b>第13章 遺体の取扱い</b></p>																									
201	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1243 1359 1667"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の捜索・収容</td> <td>(市)本部班(防災課)、市民班(市民課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市)市民班(市民課)、第1医療班(健康課)、市民班(監査事務局)、会計班(会計課)、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市)市民班(市民課)、福祉班(福祉課)、市民班(監査事務局)、衣浦衛生組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 遺体の捜索・収容	(市)本部班(防災課)、市民班(市民課)	(略)	第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課)、第1医療班(健康課)、市民班(監査事務局)、会計班(会計課)、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課)、福祉班(福祉課)、市民班(監査事務局)、衣浦衛生組合	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 1243 2442 1667"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 遺体の捜索・収容</td> <td>(市)市民班(市民課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 遺体の処理</td> <td>(市)市民班(市民課、<u>監査委員事務局、会計課</u>)、第1医療班(健康課)、<u>第2医療班(市民病院)</u> 県警察、 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 遺体の埋火葬</td> <td>(市)市民班(市民課、<u>監査委員事務局、会計課</u>)、福祉班(福祉課)、衣浦衛生組合</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 遺体の捜索・収容	(市)市民班(市民課)	(略)	第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u> )、第1医療班(健康課)、 <u>第2医療班(市民病院)</u> 県警察、 第四管区海上保安本部	(略)	第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u> )、福祉班(福祉課)、衣浦衛生組合	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 遺体の捜索・収容	(市)本部班(防災課)、市民班(市民課)	(略)																									
第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課)、第1医療班(健康課)、市民班(監査事務局)、会計班(会計課)、市民病院、県警察、第四管区海上保安本部	(略)																									
第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課)、福祉班(福祉課)、市民班(監査事務局)、衣浦衛生組合	(略)																									
区 分	機 関 名	主 な 措 置																									
第1節 遺体の捜索・収容	(市)市民班(市民課)	(略)																									
第2節 遺体の処理	(市)市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u> )、第1医療班(健康課)、 <u>第2医療班(市民病院)</u> 県警察、 第四管区海上保安本部	(略)																									
第3節 遺体の埋火葬	(市)市民班(市民課、 <u>監査委員事務局、会計課</u> )、福祉班(福祉課)、衣浦衛生組合	(略)																									
205	<p align="center"><b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b></p>	<p align="center"><b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b></p>																									

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由												
211	<p><b>第3節 上水道施設対策</b></p> <p>1 水道事業者(市)における措置 (略)</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>ア 市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、被害状況に応じて、県内水道事業者、県あるいは日本水道協会へ応援を要請する。</p> <p>イ <u>東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要項」によるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>第3節 上水道施設対策</b></p> <p>1 水道事業者(市)における措置 (略)</p> <p>(2) 応援の要請</p> <p>市は、碧南市災害復旧協議会と緊密な連絡を図り、応急復旧に対応する。また、被害状況に応じて、県内水道事業者、県あるいは日本水道協会へ応援を要請する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(計画構成の見直し)</p>												
217	<p><b>第15章 住宅対策</b></p>	<p><b>第15章 住宅対策</b></p>													
217	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空室を提供する。</li> <li>○ <u>市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></li> </ul> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」(R2.12.25)を踏まえた修正)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>												
218	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">機 関 名</th> <th style="width: 33%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				<p>主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">機 関 名</th> <th style="width: 33%;">主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置				<p>2. 碧南市各部署における活動</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置													
区 分	機 関 名	主 な 措 置													

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
218	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 342 638 464">第1節 被災建物応急危険度 判定及び被災宅地危 険度判定</td> <td data-bbox="638 342 884 464">(略)</td> <td data-bbox="884 342 1359 464">1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 464 638 585">第2節 被災住宅等の調査</td> <td data-bbox="638 464 884 585">(市) 巡視・調査班(税 務課)、住宅建築班(建 築課)、福祉班(福祉 課)</td> <td data-bbox="884 464 1359 585">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 585 638 615">(略)</td> <td data-bbox="638 585 884 615">(略)</td> <td data-bbox="884 585 1359 615">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 615 638 678">第6節 障害物の除去</td> <td data-bbox="638 615 884 678">(市) 本部班(防災課)</td> <td data-bbox="884 615 1359 678">(略)</td> </tr> </table>	第1節 被災建物応急危険度 判定及び被災宅地危 険度判定	(略)	1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施	第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班(税 務課)、住宅建築班(建 築課)、福祉班(福祉 課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第6節 障害物の除去	(市) 本部班(防災課)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1486 342 1721 464">第1節 被災建物応急危険度 判定及び被災宅地危 険度判定</td> <td data-bbox="1721 342 1967 464">(略)</td> <td data-bbox="1967 342 2442 464">1 (1) <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及 び被災宅地危険度判定実施本部</u>の設置 1 (2) 判定活動の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 464 1721 556">第2節 被災住宅等の調査</td> <td data-bbox="1721 464 1967 556">(市) 巡視・調査班(税 務課)、住宅建築班(建 築課)</td> <td data-bbox="1967 464 2442 556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 556 1721 585">(略)</td> <td data-bbox="1721 556 1967 585">(略)</td> <td data-bbox="1967 556 2442 585">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 585 1721 678">第6節 障害物の除去</td> <td data-bbox="1721 585 1967 678">(市) <u>土木施設管理班 (土木港湾課)、住宅建 築班(建築課)</u></td> <td data-bbox="1967 585 2442 678">(略)</td> </tr> </table>	第1節 被災建物応急危険度 判定及び被災宅地危 険度判定	(略)	1 (1) <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及 び被災宅地危険度判定実施本部</u> の設置 1 (2) 判定活動の実施	第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班(税 務課)、住宅建築班(建 築課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第6節 障害物の除去	(市) <u>土木施設管理班 (土木港湾課)、住宅建 築班(建築課)</u>	(略)	<p>の反映等 (表記の整理)</p>
第1節 被災建物応急危険度 判定及び被災宅地危 険度判定	(略)	1 (1) 実施本部の設置 1 (2) 判定活動の実施																									
第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班(税 務課)、住宅建築班(建 築課)、福祉班(福祉 課)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
第6節 障害物の除去	(市) 本部班(防災課)	(略)																									
第1節 被災建物応急危険度 判定及び被災宅地危 険度判定	(略)	1 (1) <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及 び被災宅地危険度判定実施本部</u> の設置 1 (2) 判定活動の実施																									
第2節 被災住宅等の調査	(市) 巡視・調査班(税 務課)、住宅建築班(建 築課)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																									
第6節 障害物の除去	(市) <u>土木施設管理班 (土木港湾課)、住宅建 築班(建築課)</u>	(略)																									
218	<p><b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b> (略)</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p><b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b> (略)</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>1. 県の地域防 災計画の修正の 反映</p>																								
219	<p>(1) <u>実施本部</u>の設置</p> <p>判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市応急危険度判定実 施本部被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施 本部(以下「実施本部」という。)を設置する。実施本部は、判定実施計 画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) 判定活動の実施</p> <p>実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被 災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査 が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実 施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確 に説明するものとする。</p>	<p>(1) <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u> の設置</p> <p>判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災建築物応急危険 度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部(以下「実施本部」とい う。)を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県 の支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) 判定活動の実施</p> <p>実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災 宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が 個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施 時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に 説明するものとする。</p>	<p>(表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部 局における活動 の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								
219	<p><b>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</b></p> <p>1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画11.4.1</p> <p>市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共 賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p>(1) 提供する住宅の選定・確保</p>	<p><b>第3節 公共賃貸住宅等への一時入居</b></p> <p>1 市における措置 [参照項目] 碧南市地震時応急復旧計画11.4.1</p> <p>市は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共 賃貸住宅等の空室を提供する。</p> <p>(1) 提供する住宅の選定・確保</p>	<p>2. 碧南市各部 局における活動 の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
219	<p>提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮し、利用可能な空家を確保する。</p>	<p>提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況を考慮し、利用可能な空室を確保する。</p>																																					
222	<p><b>第5節 住宅の応急修理</b>                      1 市における措置                      (略)                      (1) 応急修理の実施                      (略)                      エ 修理の期間                      地震災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p><b>第5節 住宅の応急修理</b>                      1 市における措置                      (略)                      (1) 応急修理の実施                      (略)                      エ 修理の期間                      地震災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に知事の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映                       (災害救助事務取扱要領の改正)</p>																																				
225	<p><b>第16章 学校における対策</b></p>	<p><b>第16章 学校における対策</b></p>																																					
225	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1228 1359 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>県、(市)本部班(防災課)、学校教育班(学校教育課)、国立・私立学校設置者(管理者)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(市)住宅建築班(建築課)、学校教育班(学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(市)学校教育班(学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)本部班(防災課)、学校教育班(学校教育課)、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)	第2節 教育施設及び教職員の確保	(市)住宅建築班(建築課)、学校教育班(学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 教科書・学用品等の給与	(市)学校教育班(学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1228 2439 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</td> <td>県、(市)学校教育班(学校教育課)、国立・私立学校設置者(管理者)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 教育施設及び教職員の確保</td> <td>(市)住宅建築班(建築課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 教科書・学用品等の給与</td> <td>(市)学校教育班(庶務課、学校教育課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)学校教育班(学校教育課)、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)	第2節 教育施設及び教職員の確保	(市)住宅建築班(建築課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	第4節 教科書・学用品等の給与	(市)学校教育班(庶務課、学校教育課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等                       (表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)本部班(防災課)、学校教育班(学校教育課)、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)																																					
第2節 教育施設及び教職員の確保	(市)住宅建築班(建築課)、学校教育班(学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第4節 教科書・学用品等の給与	(市)学校教育班(学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、(市)学校教育班(学校教育課)、国立・私立学校設置者(管理者)	(略)																																					
第2節 教育施設及び教職員の確保	(市)住宅建築班(建築課)、学校教育班(庶務課、学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第4節 教科書・学用品等の給与	(市)学校教育班(庶務課、学校教育課)	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
226	<p><b>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>                      1 県(教育委員会)、市及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置                      (1) 津波警報等の把握・伝達</p>	<p><b>第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>                      1 県(教育委員会)、市及び国立・私立学校設置者(管理者)における措置                      (1) 津波警報等の把握・伝達</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																
226	<p>(略)</p> <p>(2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校 学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により県立学校管理規則等に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校 学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により<u>学校教育法施行規則</u>に基づき校長が行う。<u>休業</u>措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。</p> <p>(略)</p>	(表記の整理)																																
229	<h2>第4編 災害復旧・復興</h2>	<h2>第4編 災害復旧・復興</h2>																																	
229	<h3>第1章 復興体制</h3>	<h3>第1章 復興体制</h3>																																	
229	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1092 1359 1461"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 復興計画等の策定</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) 防災関係機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 復興計画等の策定	県	(略)	(市) 防災関係機関	(略)	第3節 職員の派遣要請	県	(略)	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1092 2439 1493"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2節 復興計画等の策定</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 職員の派遣要請</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(市) 情報・調整班(秘書情報課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 復興計画等の策定	県	(略)	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)	第3節 職員の派遣要請	県	(略)	(市) 情報・調整班(秘書情報課)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第2節 復興計画等の策定	県	(略)																																	
	(市) 防災関係機関	(略)																																	
第3節 職員の派遣要請	県	(略)																																	
	(市) 本部班(防災課)、情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
(略)	(略)	(略)																																	
第2節 復興計画等の策定	県	(略)																																	
	(市) <u>土木施設管理班(都市計画課)</u>	(略)																																	
第3節 職員の派遣要請	県	(略)																																	
	(市) 情報・調整班(秘書情報課)	(略)																																	
232	<h3>第2章 公共施設等災害復旧対策</h3>	<h3>第2章 公共施設等災害復旧対策</h3>																																	
232	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1728 1359 1824"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節</td> <td>(市) <u>本部班(防災課)</u>、</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 1728 2439 1862"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 公共施設災害復旧事業</td> <td>(市) 調達班(資産活用課、<u>行政課</u>)、<u>土木施設管理班(土木港湾課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 調達班(資産活用課、 <u>行政課</u> )、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																				
区分	機関名	主な措置																																	
第1節	(市) <u>本部班(防災課)</u> 、	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 公共施設災害復旧事業	(市) 調達班(資産活用課、 <u>行政課</u> )、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)																																	

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
232	<table border="1"> <tr> <td>公共施設災害復旧事業</td> <td>調達班(資産活用課) 施設管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害の指定</td> <td>(市)本部班(防災課)、 調達班(行政課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>(市)本部班(防災課)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	公共施設災害復旧事業	調達班(資産活用課) 施設管理者		第2節 激甚災害の指定	(市)本部班(防災課)、 調達班(行政課)	(略)	第3節 暴力団等への対策	(市)本部班(防災課)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>施設管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2節 激甚災害の指定</td> <td>(市)本部班(防災課)、 調達班(資産活用課、行政課)、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 暴力団等への対策</td> <td>(市)調達班(資産活用課)、 <u>住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table>		施設管理者		第2節 激甚災害の指定	(市)本部班(防災課)、 調達班(資産活用課、行政課)、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)	第3節 暴力団等への対策	(市)調達班(資産活用課)、 <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)	(表記の整理)												
公共施設災害復旧事業	調達班(資産活用課) 施設管理者																																
第2節 激甚災害の指定	(市)本部班(防災課)、 調達班(行政課)	(略)																															
第3節 暴力団等への対策	(市)本部班(防災課)	(略)																															
	施設管理者																																
第2節 激甚災害の指定	(市)本部班(防災課)、 調達班(資産活用課、行政課)、 <u>土木施設管理班(土木港湾課)</u>	(略)																															
第3節 暴力団等への対策	(市)調達班(資産活用課)、 <u>住宅建築班(建築課)</u>	(略)																															
236	<h3>第3章 災害廃棄物処理対策</h3>	<h3>第3章 災害廃棄物処理対策</h3>																															
236	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理対策</td> <td>(市)環境班(環境課)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	災害廃棄物処理対策	(市)環境班(環境課)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害廃棄物処理対策</td> <td>(市)環境班(環境課) <u>衣浦衛生組合</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	災害廃棄物処理対策	(市)環境班(環境課) <u>衣浦衛生組合</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																		
区分	機関名	主な措置																															
災害廃棄物処理対策	(市)環境班(環境課)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
災害廃棄物処理対策	(市)環境班(環境課) <u>衣浦衛生組合</u>	(略)																															
242	<h3>第5章 被災者等の生活再建等の支援</h3>	<h3>第5章 被災者等の生活再建等の支援</h3>																															
242	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市)巡視・調査班(税務課)、 <u>本部班(防災課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 金融対策</td> <td>東海財務局、日本銀行名古屋支店 <u>((市)市民班(会計課))</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	(市)巡視・調査班(税務課)、 <u>本部班(防災課)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 <u>((市)市民班(会計課))</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書の交付等</td> <td>(市)巡視・調査班(税務課)、 <u>避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 金融対策</td> <td>東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市)市民班(会計課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	(市)巡視・調査班(税務課)、 <u>避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市)市民班(会計課)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付等	(市)巡視・調査班(税務課)、 <u>本部班(防災課)</u>	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 <u>((市)市民班(会計課))</u>	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付等	(市)巡視・調査班(税務課)、 <u>避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)</u>	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市)市民班(会計課)	(略)																															
(略)	(略)	(略)																															
243	<p>第2節 被災者への経済的支援等 (略)</p>	<p>第2節 被災者への経済的支援等 (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の</p>																														

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																								
245	<p>3 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 (略)</p>	<p>3 被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により<u>その生活基盤に著しい被害を受けた世帯</u>に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 (略)</p>	<p>反映 (被災者生活再建支援法の改正に伴う修正)</p>																								
252	<p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b></p>	<p><b>(削除)</b></p>																									
252	<p><b>(新設)</b></p>	<p><b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b></p>																									
252	<p><b>【第2編 第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応】</b>の内容 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="418 1031 1391 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	(略)	(略)	第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	(略)	(略)	第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	(略)	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1498 1031 2472 1350"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1.</u> 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>2.</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>3.</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	<u>1.</u> 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	(略)	(略)	<u>2.</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	(略)	(略)	<u>3.</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	(略)	(略)	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (計画構成の見直し)</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	(略)	(略)																									
第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	(略)	(略)																									
第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	(略)	(略)																									
区分	機関名	主な措置																									
<u>1.</u> 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	(略)	(略)																									
<u>2.</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	(略)	(略)																									
<u>3.</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	(略)	(略)																									
252	<p><b>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</b></p>	<p><b><u>1.</u> 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</b></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映 (計画構成の見直し)</p>																								
253	<p><b>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</b> (略)</p>	<p><b><u>2.</u> 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</b> (略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の</p>																								

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
253	<p>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 (略) 本市における高齢者等事前避難対象地域は、前浜町2丁目、4丁目、5丁目、中江町6丁目とする。国から後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされた場合、市はこの地域に対して、当該指示の期間中「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を発令する。 なお、住民事前避難対象地域は設定しない。 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(<u>規模は最大クラス(M9)を想定</u>)に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 (略) 本市における高齢者等事前避難対象地域は、前浜町2丁目、4丁目、5丁目、中江町6丁目とする。国から後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされた場合、市はこの地域に対して、当該指示の期間中「<u>高齢者等避難</u>」を発令する。 なお、住民事前避難対象地域は設定しない。 市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>反映 (計画構成の見直し) (表記の整理)</p> <p>(表記の整理)</p>
255	<p>9 交通</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海上及び航空</p> <p>ア 第四管区海上保安本部(事務所を含む。)及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ <u>空港管理者は、飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、運航者に対する必要な航空情報の提供等必要な措置を講じるも</u></p>	<p>9 交通</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 海上</p> <p>ア 第四管区海上保安本部(事務所を含む。)及び港湾管理者は、船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																										
255	<p><u>のとする。また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 0 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 0 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																										
256	<p>(3) 災害応急対策の実施上重要な建物</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、<u>市町村推進計画</u>に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 災害応急対策の実施上重要な建物</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、<u>市町村が南海トラフ地震防災対策推進計画</u>に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(表記の整理)</p>																										
257	<p>1 2 広域応援部隊の活動</p> <p>先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、令和 2 年 5 月改訂)に基づき活動するものとする。</p>	<p>1 2 広域応援部隊の活動</p> <p>先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成 27 年 3 月 30 日中央防災会議幹事会決定、<u>令和 3 年 5 月改訂</u>)に基づき活動するものとする。</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																										
257	<p><b>第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</b></p> <p>(参考 南海トラフ地震に関連する情報)</p>	<p><b>3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</b></p> <p>(参考 南海トラフ地震に関連する情報)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>																										
258	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="403 1285 1291 1545"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から 5~30 分程度</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で 2 時間程度</td> <td>巨大地震警戒</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から 5~30 分程度	調査中	(略)	地震発生等から最短で 2 時間程度	巨大地震警戒	(略)	巨大地震注意	(略)	調査終了	(略)	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="1484 1285 2371 1537"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から 5~30 分</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で 2 時間</td> <td>巨大地震警戒</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から 5~30 分	調査中	(略)	地震発生等から最短で 2 時間	巨大地震警戒	(略)	巨大地震注意	(略)	調査終了	(略)	<p>(計画構成の見直し)</p> <p>(表記の整理)</p>
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																											
地震発生等から 5~30 分程度	調査中	(略)																											
地震発生等から最短で 2 時間程度	巨大地震警戒	(略)																											
	巨大地震注意	(略)																											
	調査終了	(略)																											
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																											
地震発生等から 5~30 分	調査中	(略)																											
地震発生等から最短で 2 時間	巨大地震警戒	(略)																											
	巨大地震注意	(略)																											
	調査終了	(略)																											

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
259	<p style="text-align: center;"><b>南海トラフ地震臨時情報発表のフロー</b></p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)          ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)          ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりにずれが観測された場合(ゆっくりにずれケース)</p>	<p style="text-align: center;"><b>南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ</b></p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)          ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)          ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりにずれが観測された場合(ゆっくりにずれケース)</p>	(図の修正)
259	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。</p> <p>◆別紙「東海地震に関する事前対策」</p>	(計画構成の見直し)
1	<p>(新設) 第5編 東海地震に関する事前対策</p>	<p style="text-align: center;"><b>別紙「東海地震に関する事前対策」</b></p> <p>(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)</p>	
1	<p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</p> <p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義 (略) また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、</p>	<p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</p> <p>第1節 東海地震に関する事前対策の意義 (略) また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、<u>次</u></p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(計画構成の見直し)</p>

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由
1	<p><u>「第2編災害予防」において定める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>のとおりとする。</u></p> <p><u>1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u>  <u>第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。</u></p> <p><u>2 東海地震に係る防災訓練に関する事項</u>  <u>第2編「災害予防」第1章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。</u></p> <p><u>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u>  <u>第2編「災害予防」第1章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。</u>  <u>加えて、次の措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>〔広報に関する事項〕</u>  <u>市、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</u></p> <p><u>(1) 防災意識の啓発</u>  <u>名古屋地方気象台は、第2編第1章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</u>  <u>ア 東海地震の予知に関する知識</u>  <u>イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u>  <u>ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(2) 防災に関する知識の普及</u>  <u>市は、第2編第1章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。</u></p> <p><u>(3) 自動車運転者に対する広報</u>  <u>市及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u></p> <p><u>(4) 家庭内備蓄等の推進</u>  <u>市は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第1章第2節で定めるとおり家庭</u></p>	
2			(計画構成の見直し)

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																														
2  4  4    8  9	<p style="text-align: center;">第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 705 1359 1062"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震災害警戒本部の設置等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</td> <td>(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課) 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 警戒宣言発令時等の広報</td> <td>(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</td> <td>(市)本部班(防災課)、 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> <span>(省略)</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">教育委員会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     小学校・中学校                      市民プラザ                      公民館                      文化会館                      図書館(本館・分館)                      芸術文化ホール                      哲学たいけん村無我苑                      体育館                      水族館                      藤井達吉現代美術館                 </div> </div> <p>2 報告事項・時期 (略) (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 地震災害警戒本部の設置等	(略)	(略)	第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課) 関係各課	(略)	第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	(市)本部班(防災課)、 関係各課	(略)	<p style="text-align: center;">第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1484 705 2439 1062"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 地震災害警戒本部の設置等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</td> <td>(市)広報班(経営企画課) 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 警戒宣言発令時等の広報</td> <td>(市)広報班(経営企画課)、 <u>市民班(市民課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</td> <td>(市) <u>市民班(市民課)</u>、 <u>避難所班(国保年金課)</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</p> <p>1 収集・伝達系統</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> <span>(省略)</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 10px;">教育委員会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">                     小学校・中学校                      市民プラザ                      公民館                      文化会館                      図書館(本館・分館)                      芸術文化ホール                      哲学たいけん村無我苑                      体育館  <u>海浜水族館</u>                      藤井達吉現代美術館                 </div> </div> <p>2 報告事項・時期 (略) (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。</p>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 地震災害警戒本部の設置等	(略)	(略)	第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市)広報班(経営企画課) 関係各課	(略)	第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市)広報班(経営企画課)、 <u>市民班(市民課)</u>	(略)	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	(市) <u>市民班(市民課)</u> 、 <u>避難所班(国保年金課)</u>	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)</p> <p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節 地震災害警戒本部の設置等	(略)	(略)																															
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課) 関係各課	(略)																															
第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市)本部班(防災課)、 広報班(経営企画課)	(略)																															
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	(市)本部班(防災課)、 関係各課	(略)																															
区 分	機 関 名	主 な 措 置																															
第1節 地震災害警戒本部の設置等	(略)	(略)																															
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	(市)広報班(経営企画課) 関係各課	(略)																															
第3節 警戒宣言発令時等の広報	(市)広報班(経営企画課)、 <u>市民班(市民課)</u>	(略)																															
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	(市) <u>市民班(市民課)</u> 、 <u>避難所班(国保年金課)</u>	(略)																															

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																		
9	ア 報告事項 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、 <u>避難勧告・指示</u> (略)	ア 報告事項 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、 <u>避難指示</u> (略)	(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)																		
11	<p style="text-align: center;"><b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配</b></p>																			
11	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="403 751 1359 1121"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 主要食糧、医薬品の確保</td> <td>(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備</td> <td>(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院 (略)	(略)	第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署 (略)	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1484 751 2439 1121"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 主要食糧、医薬品の確保</td> <td>(市) 供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備</td> <td>(市) 第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院 (略)	(略)	第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署 (略)	(略)	2. 碧南市各局における活動の反映等  (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 本部班(防災課)、供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院 (略)	(略)																			
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 本部班(防災課)、第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署 (略)	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
第1節 主要食糧、医薬品の確保	(市) 供給班(商工課)、第1医療班(健康課)、市民病院 (略)	(略)																			
第2節 災害応急対策等に必要資機材及び人員の配備	(市) 第1医療班(健康課)、環境班(環境課)、土木施設管理班(土木港湾課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、消防署 (略)	(略)																			
16	<p style="text-align: center;"><b>第4章 発災に備えた直前対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 発災に備えた直前対策</b></p>																			
16	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="403 1362 1359 1587"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 道路交通対策</td> <td>県公安委員会 (市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、 県公安委員会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、 県公安委員会	(略)	主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1484 1362 2439 1587"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 道路交通対策</td> <td>県公安委員会 (市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 県公安委員会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 県公安委員会	(略)	2. 碧南市各局における活動の反映等  (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、 県公安委員会	(略)																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)	(略)	(略)																			
第4節 道路交通対策	県公安委員会 (市) 土木施設管理班(土木港湾課)、 県公安委員会	(略)																			
17	<table border="1" data-bbox="403 1598 1359 1875"> <tbody> <tr> <td>第7節 海上交通</td> <td>(略)</td> <td>1 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する<u>避難勧告</u>及び必要に応じた入港制限等 (略)</td> </tr> <tr> <td>第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>(市) 本部班(防災課)、水道班(水道課) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第7節 海上交通	(略)	1 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する <u>避難勧告</u> 及び必要に応じた入港制限等 (略)	第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(市) 本部班(防災課)、水道班(水道課) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1484 1598 2439 1875"> <tbody> <tr> <td>第7節 海上交通</td> <td>(略)</td> <td>1 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する<u>避難指示</u>及び必要に応じた入港制限等 (略)</td> </tr> <tr> <td>第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係</td> <td>(市) 水道班(水道課) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第7節 海上交通	(略)	1 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する <u>避難指示</u> 及び必要に応じた入港制限等 (略)	第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(市) 水道班(水道課) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
第7節 海上交通	(略)	1 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する <u>避難勧告</u> 及び必要に応じた入港制限等 (略)																			
第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(市) 本部班(防災課)、水道班(水道課) (略)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			
第7節 海上交通	(略)	1 (1) 津波による危険が予想される海域に係る港・沿岸付近の船舶に対する <u>避難指示</u> 及び必要に応じた入港制限等 (略)																			
第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	(市) 水道班(水道課) (略)	(略)																			
(略)	(略)	(略)																			

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																				
18	<table border="1" data-bbox="403 386 1359 894"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第12節 病院、診療所</td> <td>(市)本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)、 市民病院 診療所病院、診療所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第13節 スーパー等</td> <td>(市)本部班(防災課)、 供給班(商工課)、 スーパー等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第14節 緊急輸送</td> <td>(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、調達班(行政課、 資産活用課)、 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第12節 病院、診療所	(市)本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)、 市民病院 診療所病院、診療所	(略)	第13節 スーパー等	(市)本部班(防災課)、 供給班(商工課)、 スーパー等	(略)	第14節 緊急輸送	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、調達班(行政課、 資産活用課)、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1486 386 2442 894"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第12節 病院、診療所</td> <td>(市)第1医療班(健康 課)、 市民病院 診療所病院、診療所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第13節 スーパー等</td> <td>(市)供給班(商工課)、 スーパー等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第14節 緊急輸送</td> <td>(市)土木施設管理班 (土木港湾課)、調達班 (行政課、資産活用課)、 中部運輸局 第四管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)	(略)	(略)	第12節 病院、診療所	(市)第1医療班(健康 課)、 市民病院 診療所病院、診療所	(略)	第13節 スーパー等	(市)供給班(商工課)、 スーパー等	(略)	第14節 緊急輸送	(市)土木施設管理班 (土木港湾課)、調達班 (行政課、資産活用課)、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略)	(略)	(略)	(略)	(表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第12節 病院、診療所	(市)本部班(防災課)、 第1医療班(健康課)、 市民病院 診療所病院、診療所	(略)																																					
第13節 スーパー等	(市)本部班(防災課)、 供給班(商工課)、 スーパー等	(略)																																					
第14節 緊急輸送	(市)本部班(防災課)、 土木施設管理班(土木港 湾課)、調達班(行政課、 資産活用課)、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																					
(略)	(略)	(略)																																					
第12節 病院、診療所	(市)第1医療班(健康 課)、 市民病院 診療所病院、診療所	(略)																																					
第13節 スーパー等	(市)供給班(商工課)、 スーパー等	(略)																																					
第14節 緊急輸送	(市)土木施設管理班 (土木港湾課)、調達班 (行政課、資産活用課)、 中部運輸局 第四管区海上保安本部	(略)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
18	<p><b>第1節 避難対策</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難対象地区の周知</p> <p>市は、警戒宣言が発せられた場合において<u>避難指示(緊急)</u>の対象となるべき津波危険地域(「第2編第9章第1節津波危険地域の指定」を参照)、がけ地崩壊危険地域(「資料編(資料1-1)急傾斜地崩壊危険箇所」を参照)の範囲(以下「避難対象地区」という。)を、警戒宣言発令時の<u>避難勧告等・指示等</u>の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置、その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難の禁止)を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難の勧告等</p> <p>市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、<u>避難の勧告</u>、又は<u>指示</u>を行い、あるいは警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1節 避難対策</b></p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難対象地区の周知</p> <p>市は、警戒宣言が発せられた場合において<u>避難情報</u>の対象となるべき津波危険地域(「第2編第9章第1節津波危険地域の指定」を参照)、がけ地崩壊危険地域(「資料編(資料1-1)急傾斜地崩壊危険箇所」を参照)の範囲(以下「避難対象地区」という。)を、警戒宣言発令時の<u>避難情報</u>の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置、その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車での避難の禁止)を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難の指示等</u></p> <p>市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、<u>避難の指示</u>を行い、あるいは警戒区域の設定を行うとともに、次の措置をとるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1. 県の地域防災計画の修正の反映</p> <p>(改正後の災害対策基本法第60条第1項関係)</p>																																				

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																										
26	<p><b>第7節 海上交通</b></p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置            第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>貯木場からの木材流出防止の指導</u>  <u>貯木場からの木材の流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。</u></p>	<p><b>第7節 海上交通</b></p> <p>1 第四管区海上保安本部における措置            第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>																																										
36	<p><b>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</b></p>	<p><b>第5章 市及び県が管理又は運営する施設に関する対策</b></p>																																											
36	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="403 1014 1359 1570"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 河川及び海岸</td> <td>(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港</td> <td>(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>(市) 本部班(防災課)、施設を管理する課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</td> <td>(市) 本部班(防災課)、施設を管理する課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 工事中の建築物等に対する措置</td> <td>(市) 本部班(防災課)、関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第2節 河川及び海岸	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第3節 港湾・漁港	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 本部班(防災課)、施設を管理する課	(略)	第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 本部班(防災課)、施設を管理する課	(略)	第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市) 本部班(防災課)、関係各課	(略)	<p>主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1486 1014 2442 1545"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 道路</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 河川及び海岸</td> <td>(市) 農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 港湾・漁港</td> <td>(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設</td> <td>(市) 施設を管理する課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置</td> <td>(市) 施設を管理する課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第6節 工事中の建築物等に対する措置</td> <td>(市) 関係各課</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	第1節 道路	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第2節 河川及び海岸	(市) 農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)	第3節 港湾・漁港	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)	第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 施設を管理する課	(略)	第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 施設を管理する課	(略)	第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市) 関係各課	(略)	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p> <p>(表記の整理)</p>
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																											
第1節 道路	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																																											
第2節 河川及び海岸	(市) 本部班(防災課)、農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																																											
第3節 港湾・漁港	(市) 本部班(防災課)、土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)																																											
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 本部班(防災課)、施設を管理する課	(略)																																											
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 本部班(防災課)、施設を管理する課	(略)																																											
第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市) 本部班(防災課)、関係各課	(略)																																											
区 分	機 関 名	主 な 措 置																																											
第1節 道路	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																																											
第2節 河川及び海岸	(市) 農水班(農業水産課)、土木施設管理班(土木港湾課)	(略)																																											
第3節 港湾・漁港	(市) 土木施設管理班(土木港湾課)、農水班(農業水産課)	(略)																																											
第4節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	(市) 施設を管理する課	(略)																																											
第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	(市) 施設を管理する課	(略)																																											
第6節 工事中の建築物等に対する措置	(市) 関係各課	(略)																																											
36	<p><b>第1節 道路</b></p> <p>1 市における措置            市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p><b>第1節 道路</b></p> <p>1 市における措置            市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>2. 碧南市各部署における活動の反映等</p>																																										

碧南市地域防災計画(地震・津波災害対策計画)新旧対照表

頁	現行計画(令和3年2月修正)	改正後(令和4年2月修正)	改正理由																																																																						
37	<p>(7) 警戒宣言発令時危険箇所 地震が発生した場合、災害が発生する恐れのある区間内で、警戒宣言が発せられた場合に危険となる箇所は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="468 472 1389 716"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>状況</th> <th>管理上の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 長田橋柿池線 (長田橋)</td> <td>碧南市長田町地内</td> <td>橋梁危険</td> <td>落橋の危険、車両通行止</td> </tr> <tr> <td>国道247号線 (明石スカイブリッジ)</td> <td>碧南市明石町地内</td> <td>橋梁危険</td> <td>落橋の危険、車両通行止</td> </tr> <tr> <td>市道 明石海岸線</td> <td>碧南市松江町地内</td> <td>橋梁危険</td> <td>落橋の危険、車両通行止</td> </tr> </tbody> </table> <p>※長田橋架替予定</p>	路線名	所在地	状況	管理上の措置	市道 長田橋柿池線 (長田橋)	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止	国道247号線 (明石スカイブリッジ)	碧南市明石町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止	市道 明石海岸線	碧南市松江町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止	<p>(7) 警戒宣言発令時危険箇所 地震が発生した場合、災害が発生する恐れのある区間内で、警戒宣言が発せられた場合に危険となる箇所は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1552 472 2472 695"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>状況</th> <th>管理上の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道 長田橋柿池線 (長田橋)</td> <td>碧南市長田町地内</td> <td>橋梁危険</td> <td>落橋の危険、車両通行止</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※長田橋架替予定</p>	路線名	所在地	状況	管理上の措置	市道 長田橋柿池線 (長田橋)	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止	(削除)		(削除)		(削除)		(削除)		(表記の整理)																																						
路線名	所在地	状況	管理上の措置																																																																						
市道 長田橋柿池線 (長田橋)	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止																																																																						
国道247号線 (明石スカイブリッジ)	碧南市明石町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止																																																																						
市道 明石海岸線	碧南市松江町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止																																																																						
路線名	所在地	状況	管理上の措置																																																																						
市道 長田橋柿池線 (長田橋)	碧南市長田町地内	橋梁危険	落橋の危険、車両通行止																																																																						
(削除)		(削除)																																																																							
(削除)		(削除)																																																																							
37	<p>第2節 河川及び海岸 1 河川及び海岸施設 (略)</p>	<p>第2節 河川及び海岸 1 河川及び海岸施設 (略)</p>	2. 碧南市各部署における活動の反映等																																																																						
38	<p>(5) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。 (参考：市内における海岸及び津波の影響を受ける河川)</p>	<p>(5) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。 (参考：市内における海岸及び津波の影響を受ける河川)</p>																																																																							
39	<table border="1" data-bbox="492 1050 1397 1545"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>延長(m)</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地海岸</td> <td>三河湾沿岸衣浦港地区海岸碧南地区海岸</td> <td>碧南市川口町地先</td> <td>1,850</td> <td>愛知県知事 (農林水産省構造改善局所管)</td> </tr> <tr> <td>河川海岸</td> <td>碧南海岸竜宮権現地区海岸</td> <td>碧南市築山町地先 ～権現町地先</td> <td>1,760</td> <td>愛知県知事 (国土交通省河川局所管)</td> </tr> <tr> <td>河川海岸</td> <td>碧南海岸前浜新田地区海岸</td> <td>碧南市江口町地先 ～潮見町地先</td> <td>560</td> <td>愛知県知事 (国土交通省河川局所管)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>港湾海岸</td> <td>三河湾沿岸大浜漁港海岸北川地区海岸</td> <td>碧南市浜寺町地先 ～築山町地先</td> <td>1,415</td> <td>愛知県知事 (水産庁所管)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	所在地	延長(m)	管理者	農地海岸	三河湾沿岸衣浦港地区海岸碧南地区海岸	碧南市川口町地先	1,850	愛知県知事 (農林水産省構造改善局所管)	河川海岸	碧南海岸竜宮権現地区海岸	碧南市築山町地先 ～権現町地先	1,760	愛知県知事 (国土交通省河川局所管)	河川海岸	碧南海岸前浜新田地区海岸	碧南市江口町地先 ～潮見町地先	560	愛知県知事 (国土交通省河川局所管)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	港湾海岸	三河湾沿岸大浜漁港海岸北川地区海岸	碧南市浜寺町地先 ～築山町地先	1,415	愛知県知事 (水産庁所管)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1573 1050 2478 1545"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>延長(m)</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地海岸</td> <td>三河湾沿岸衣浦港地区海岸碧南地区海岸</td> <td>碧南市川口町地先</td> <td>1,850</td> <td>愛知県知事 (農林水産省構造改善局所管)</td> </tr> <tr> <td>河川海岸</td> <td>碧南海岸竜宮権現地区海岸</td> <td>碧南市築山町地先 ～権現町地先</td> <td>1,760</td> <td>愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)</td> </tr> <tr> <td>河川海岸</td> <td>碧南海岸前浜新田地区海岸</td> <td>碧南市江口町地先 ～潮見町地先</td> <td>560</td> <td>愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸</td> <td>三河湾沿岸大浜漁港海岸北川地区海岸</td> <td>碧南市浜寺町地先 ～築山町地先</td> <td>1,415</td> <td>愛知県知事 (水産庁所管)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	所在地	延長(m)	管理者	農地海岸	三河湾沿岸衣浦港地区海岸碧南地区海岸	碧南市川口町地先	1,850	愛知県知事 (農林水産省構造改善局所管)	河川海岸	碧南海岸竜宮権現地区海岸	碧南市築山町地先 ～権現町地先	1,760	愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)	河川海岸	碧南海岸前浜新田地区海岸	碧南市江口町地先 ～潮見町地先	560	愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	漁港海岸	三河湾沿岸大浜漁港海岸北川地区海岸	碧南市浜寺町地先 ～築山町地先	1,415	愛知県知事 (水産庁所管)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(表記の整理)
区分	名称	所在地	延長(m)	管理者																																																																					
農地海岸	三河湾沿岸衣浦港地区海岸碧南地区海岸	碧南市川口町地先	1,850	愛知県知事 (農林水産省構造改善局所管)																																																																					
河川海岸	碧南海岸竜宮権現地区海岸	碧南市築山町地先 ～権現町地先	1,760	愛知県知事 (国土交通省河川局所管)																																																																					
河川海岸	碧南海岸前浜新田地区海岸	碧南市江口町地先 ～潮見町地先	560	愛知県知事 (国土交通省河川局所管)																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
港湾海岸	三河湾沿岸大浜漁港海岸北川地区海岸	碧南市浜寺町地先 ～築山町地先	1,415	愛知県知事 (水産庁所管)																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
区分	名称	所在地	延長(m)	管理者																																																																					
農地海岸	三河湾沿岸衣浦港地区海岸碧南地区海岸	碧南市川口町地先	1,850	愛知県知事 (農林水産省構造改善局所管)																																																																					
河川海岸	碧南海岸竜宮権現地区海岸	碧南市築山町地先 ～権現町地先	1,760	愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)																																																																					
河川海岸	碧南海岸前浜新田地区海岸	碧南市江口町地先 ～潮見町地先	560	愛知県知事 (国土交通省水管理・国土保全局所管)																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
漁港海岸	三河湾沿岸大浜漁港海岸北川地区海岸	碧南市浜寺町地先 ～築山町地先	1,415	愛知県知事 (水産庁所管)																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					